

広川町過疎地域持続的発展計画

令和4年度～令和7年度

令和4年9月7日

和歌山県有田郡広川町

目 次

第1章 基本的な事項.....	1
(1) 広川町の概況.....	1
(2) 人口及び産業の推移と動向.....	2
(3) 広川町行財政の状況.....	4
(4) 地域の持続的発展の基本方針.....	6
(5) 地域の持続的発展に関する目標.....	7
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項.....	8
(7) 計画の期間.....	8
(8) 公共施設等総合管理計画との整合.....	8
第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成.....	10
(1) 現況と問題点.....	10
(2) その対策.....	10
(3) 計画.....	11
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	12
第3章 産業の振興.....	13
(1) 現況と問題点.....	13
(2) その対策.....	15
(3) 計画.....	19
(4) 産業振興促進事項.....	20
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	21
第4章 地域における情報化.....	22
(1) 現況と問題点.....	22
(2) その対策.....	22
(3) 計画.....	22
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	22
第5章 交通施設の整備、交通手段の確保.....	24
(1) 現況と問題点.....	24
(2) その対策.....	24
(3) 計画.....	26
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	26
第6章 生活環境の整備.....	28
(1) 現況と問題点.....	28
(2) その対策.....	30
(3) 計画.....	34
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	35

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進.....	36
(1) 現況と問題点.....	36
(2) その対策.....	37
(3) 計画.....	41
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	42
第8章 医療の確保.....	43
(1) 現況と問題点.....	43
(2) その対策.....	44
(3) 計画.....	44
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	44
第9章 教育の振興.....	45
(1) 現況と問題点.....	45
(2) その対策.....	46
(3) 計画.....	49
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	49
第10章 集落の整備.....	51
(1) 現況と問題点.....	51
(2) その対策.....	51
(3) 計画.....	52
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	52
第11章 地域文化の振興等.....	53
(1) 現況と問題点.....	53
(2) その対策.....	53
(3) 計画.....	54
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	54
第12章 再生可能エネルギーの利用の促進.....	56
(1) 現況と問題点.....	56
(2) その対策.....	56
(3) 計画.....	56
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	56
第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項.....	57
(1) 現況と問題点.....	57
(2) その対策.....	57
(3) 計画.....	57
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	57
事業計画（令和4年～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分.....	58

第1章 基本的な事項

(1) 広川町の概況

ア 広川町の歴史・沿革・位置・地勢・気象

本町の歴史は古く鷹島遺跡の縄文前期から始まり、その後文献によると広川町全域は、広庄と呼ばれ、古代末期から中世初期にかけて熊野路往還の地として賑わった文化融合の地です。

昭和30年4月1日、広町・南広村・津木村の一町二村合併により広川町として発足しました。名称は旧三ヵ町村（広町、南広村、津木村）を流れて海に注ぐ当地最大の河川「広川」からとったものです。

本町は、和歌山県のほぼ中央に位置し、有田郡の最南端にあり、町中心を広川が流れ紀伊水道に注いでいます。

東は有田川町及び日高郡日高川町と分水嶺をもって接し、西は紀伊水道を隔てて遠く四国と相對しています。南は白馬山脈が東西に走り、日高郡日高川町と接し北は広川を境に湯浅町と接しています。和歌山市へ約40km、大阪市へ約100kmの位置にあります。

交通では、湯浅御坊道路広川インターチェンジ、広川南インターチェンジを有し、また、国道42号が通っています。町内に紀勢本線の広川ビーチ駅があり、同駅から和歌山駅まで約50分、大阪方面まで特急を乗り継いで約1時間半です。

本町は黒潮暖流の影響を受けて温暖で快適な気候です。また、多雨地方の多い太平洋側の表日本では比較的降水量の少ない地域です。

イ 広川町の人口・世帯数

本町の人口をみると、昭和55年の9,178人以降、減少傾向に転じ、令和2年の国勢調査では6,781人となっており、昭和55年以降、2,397人(26.12%)の減少となっています。

一般世帯数は、昭和48年以降増加傾向で、令和3年には2,833世帯となっており、昭和48年以降650世帯が増加しています。しかしながら、1世帯当たりの人員は減少傾向となっており、核家族化が進行しており、年齢3区分別の人口推移については、年少人口と生産年齢人口は減少し、老年人口が増加していることから、少子高齢化が進行していることが判ります。

ウ 広川町の産業構造

本町では、温暖で快適な気候を活かし、果樹、花卉、野菜等の農産物の生産が盛んに行われてきており、現在でも農業者の多くは有田みかんなどの柑橘類を生産しております。昨今では、農業者の中には、「温州みかん」を中心とした柑橘類を生産する上で、「みかんジュース」や「ジャム」、「みかんワイン」など、製品化に繋げた、いわゆる農業の6次産業化へと躍進していく農家が徐々に増えてきています。また、本町の森林面積は、4,824ha、私有林4,672ha、公有林152haとなっており、古くから林業も盛んに行われていましたが、農業、林業ともに、高齢化や人口減少に伴う継業者不足により、就業者は半減しています。

(2) 人口及び産業の推移と動向

人口の推移についてみると、0～14歳の人口が昭和55年の2,130人から減少しており、令和2年には61.6%減の818人となっている一方で、65歳以上の人口が昭和55年の1,019人から136.8%増の2,413人となり、少子高齢化が進んでいます。

産業構造の推移についてみると、第1次産業、第2次産業の割合はいずれも減少し、第3次産業の割合が増加していることから、住民の経済基盤が移り変わってきています。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和55年	昭和60年		平成2年		平成7年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	9,178	9,003	▲1.91%	8,809	▲2.15%	8,735	▲0.84%
0歳～14歳	2,130	2,014	▲5.45%	1,711	▲15.04%	1,508	▲11.86%
15歳～64歳	6,029	5,837	▲3.18%	5,746	▲1.56%	5,606	▲2.44%
うち15歳～29歳(a)	1,986	1,702	▲14.30%	1,692	▲0.59%	1,614	▲4.61%
65歳以上(b)	1,019	1,152	13.05%	1,352	17.36%	1,621	19.90%
(a)/総数 若年者比率	21.64%	18.90%	▲2.74%	19.21%	0.31%	18.48%	▲0.73%
(b)/総数 高齢者比率	11.10%	12.80%	1.7%	15.35%	2.55%	18.56%	3.21%

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	8,361	▲4.28%	8,071	▲3.47%	7,714	▲4.42%	7,224	▲6.35%
0歳～14歳	1,265	▲16.11%	1,101	▲12.96%	1,031	▲6.36%	915	▲11.25%
15歳～64歳	5,326	▲4.99%	5,065	▲4.90%	4,639	▲8.41%	4,018	▲13.39%
うち15歳～29歳(a)	1,506	▲6.69%	1,325	▲12.02%	1,095	▲17.36%	869	▲20.64%
65歳以上(b)	1,770	9.19%	1,891	6.84%	2,044	8.09%	2,276	11.35%
(a)/総数 若年者比率	18.01%	▲0.47%	16.42%	▲1.59%	14.19%	▲2.23%	12.03%	▲2.16%
(b)/総数 高齢者比率	21.17%	2.61%	23.43%	2.26%	26.50%	3.07%	31.51%	5.01%

区分	令和2年	
	実数	増減率
総数	6,781	▲6.13%
0歳～14歳	818	▲10.60%
15歳～64歳	3,521	▲12.37%
うち15歳～29歳(a)	755	▲13.12%
65歳以上(b)	2,413	6.02%
(a)/総数 若年者比率	11.13%	▲0.9%
(b)/総数 高齢者比率	35.58%	4.07%

表 1-1 (2) 人口の見通し

	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045
全体	7,224	6,661	6,011	5,411	4,845	4,273	3,723
0～14歳	915	785	632	533	468	416	359
15～64歳	4,018	3,506	3,161	2,769	2,434	2,009	1,677
65歳以上	2,291	2,370	2,218	2,109	1,943	1,848	1,687
高齢化率	31.7%	35.6%	36.9%	39.0%	40.1%	43.2%	45.3%

≪「和歌山県データ利活用アーカイブシステムを使った広川町の人口データ」より≫

第2次稲むらの火のまち創生総合戦略（令和2年3月）の策定時に利用した『直近の住民基本台帳（2015年から2019年の出生・人口移動の状況がその後も継続することを仮定）の人口の動向を反映した推計』によると、総人口は、平成27年（2015年）の7,224人から、計画期間の5年間に於いて減少傾向で推移し、令和7年（2025年）には6,011人となり、10年間で約1,213人の減少が予想されています。また、その後も減少し続け、30年後の2045年には3,723人まで減少することが予想されており、人口減少の歯止めが喫緊の課題となっています。

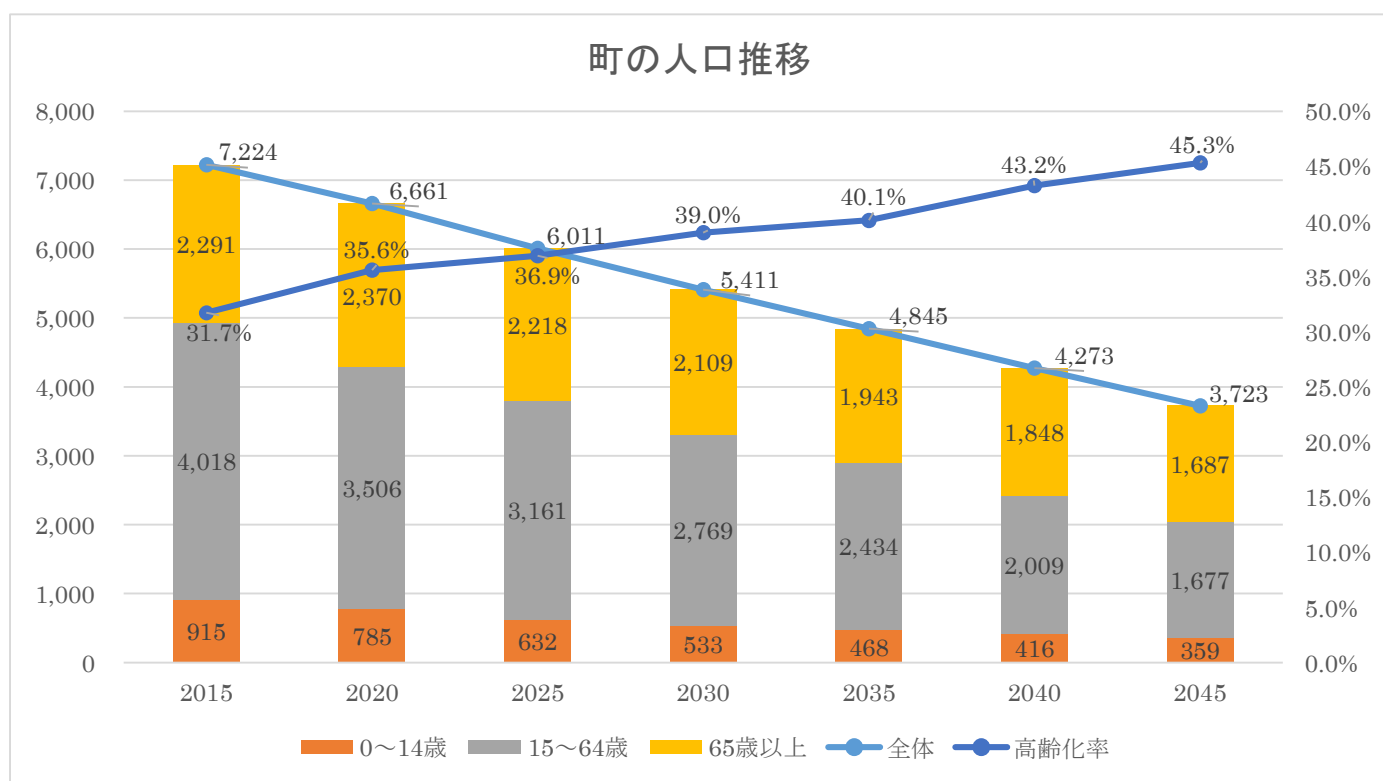


表 1-2 産業3区分別割合の推移

	昭和55年		昭和60年		平成27年		令和2年	
	実数	構成率	実数	構成率	実数	構成率	実数	構成率
総数	4,215	100%	4,111	100%	3,301	100%	3,171	100%
第1次産業就業者数	1,393	33.05%	1,360	33.08%	832	25.20%	707	22.30%
第2次産業就業者数	1,451	34.42%	1,314	31.96%	759	22.99%	712	22.45%

第3次産業就業者数	1,371	32.53%	1,437	34.95%	1,710	51.80%	1,752	55.25%
-----------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------

(3) 広川町行財政の状況

ア 行政の状況

本町の行政区域は、昭和30(1955)年に有田郡広町、南広村、津木村が合併し、広川町として現在に至っています。

議員の定員数は10人で、執行機関は町長部局(10所属)、教育委員会部局および議会事務局をあわせて職員103人をもって構成しています。

今後、人口の減少と少子・高齢化が進んでいくことが予想される中、多様な行政ニーズに的確かつ柔軟に対応するため、職員数の適正管理や人事評価による資質向上等を図りながら、行財政改革の取り組みを推進していく必要があります。

イ 財政の状況

本町の財政状況は、財政再建準用団体に指定された昭和54年(1979年)から平成2年(1990年)の11年間、厳しい財政状況を乗り越えて以降、財政健全化に努め、現在は黒字に転じています。

また、平成19年6月22日公布の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)」による財政健全化判断比率の4指標の内、唯一算定されている実質公債費比率は9.2%(平成19年)から6.3%(令和2年)に減少しています。

しかしながら、近年、公共施設の新設や教育施設の建替えなど、大型公共事業を実施・計画していることから、実質公債費比率は上昇傾向にあり、また、標準的な行政運営に対して、収入は3割程度しか見込まれず、典型的な地方交付税依存体質の脆弱な財政基盤となっています。

このように本町の財政状況は、財政再建明け以降、黒字で推移しているものの地方交付税への依存による財政基盤の脆弱性が露呈してきています。そのため、平成18年2月に策定した財政健全化計画を元に、平成17年度から機構改革等を実施し、職員数を削減したり、地方交付税算入のない地方債の借り入れを抑制してきたこと等により、実質公債比率は類似団体の平均を下回った数値で推移してきました。

平成27年度(2015年)以降、ふるさと寄附金(ふるさと納税)制度の導入により、財政状況の負担軽減に貢献しており、令和2年度(2021年)からは企業版ふるさと納税制度も導入し、将来に過度な負担を残すことなく、持続可能な財政運営を図るための取り組みを推進しているところです。

表 1-2 (1) 広川町行財政の状況

(単位：千円)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	5,108,880	4,993,482	6,713,910
一般財源	2,731,061	2,905,908	2,884,439
国庫支出金	751,571	546,003	1,823,519
都道府県支出金	706,863	451,616	389,858
地方債	457,100	265,700	522,700
うち過疎債	—	—	—
その他	462,285	824,255	1,093,394
歳出総額 B	4,883,470	4,766,793	6,398,005
義務的経費	1,532,684	1,634,273	1,800,006
投資的経費	1,574,936	774,019	1,722,372
うち普通建設事業	1,559,021	608,326	1,704,082
その他	1,775,850	2,358,501	2,875,627
過疎対策事業費(再掲)	—	—	—
歳入歳出差引額 C(A-B)	225,410	226,689	315,905
翌年度へ繰越すべき財源 D	106,486	67,278	221,677
実質収支 C-D	118,924	159,411	94,228
財政力指数	0.31	0.30	0.31
公債費負担比率	13.3	11.5	10.6
実質公債費比率	7.6	5.6	6.3
起債制限比率			
経常収支比率	81.7	87.3	89.8
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	4,157,805	3,872,383	3,985,264

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市 町 村 道	103,368	123,711	130,408	135,853
改良率 (%)	34.8	50.1	53.2	57.0
舗装率 (%)	93.2	95.2	95.4	95.7
農道延長 (m)	109,827	6,881	4,614	10,479
耕地 1ha 当たり農道延長(m)	163.4	10.7	—	—
林道延長 (m)	19,691	21,580	21,580	21,580
林野 1ha 当たり林道延長(m)	7.4	4.9	—	—
水道普及率 (%)	84.2	97.6	97.0	63.0
水洗化率 (%)	—	10.3	30.6	46.3
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—	—

※令和 2 年度の水道普及率 (%) は湯浅上水道給水人口を除く。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

過疎法に基づき、過疎地域持続的発展市町村計画を定める際の指針として、本町では和歌山県過疎地域持続的発展方針に基づき、過疎地域の課題を 5 つに整理した上で、その対策について、令和 2 年 3 月に策定した第 2 次稲むらの火のまち創生総合戦略で掲げる 5 つの基本目標と 21 の分野別施策の基本的な方向性を本計画の基本方針と定め、過疎地域の持続的発展に取り組んでいくこととします。

ア 現状と課題

本町では、人口減少や少子高齢化により、跡継ぎや継業者不足による農林水産業の低迷や耕作放棄地及び有害鳥獣による農作物被害の増加、利用者の減少による路線バスなどの公共交通機関の継続運行への不安など、様々な問題が生じ、生活基盤は弱体化し、医療・福祉など暮らしを支えるサービスの低下などにより、過疎地域の集落機能の維持が困難な状況となっています。

本町の過疎地域の 5 つの課題

- 1 人口減少下における生活機能の確保
- 2 進行する人口減少と超高齢社会
- 3 経済を支える労働力の減少
- 4 大規模自然災害の脅威
- 5 地域の活力低下

イ 過疎地域持続的発展の基本的な方向

安政の大津波で未曾有の被害を被った当時の広村では、村人が命からがら何とか生き延びたという悲惨な状態でした。住む家、財産、衣服や食料なども津波に流され、明日からどう生きていこうかと途方に暮れ、二度とこんな目に遭いたくないと思い、この地から逃れたい、離れたいという一心で村から出る者が後を絶たない状態となったことも想像に難くありません。

その状況を見た梧陵翁は、「このままでは故郷である広村が消滅してしまう」という危機感に駆られ、私財を投げ打ち「広村堤防」築造を村人とともに行いました。

この築造事業は、仕事と生活の糧を失った村人への失業対策事業であり、この地に「百世の安堵」をもたらす防災事業でもありました。また、「耐久社」という私塾を設立し、未来を担う若者の育成にも励み、梧陵翁自身も勝海舟や福沢諭吉などの時の傑物と交流をすることで、時代の最先端に絶えず身を置き、時勢に遅れることなく地域づくりに取り組みました。これら、梧陵翁の遺徳と行動こそが地方創生そのものであり、人口減少問題を克服し、まちづくりを進めていこうとする広川町に今、必要なものであると考えます。

広川町では人口ビジョンにおいて、過去、現在、未来の人口動態分析と推計を行い、2060年の広川町人口を6,000人程度とすることを目標としています。その目標を遂げるために、濱口梧陵翁の遺徳と行動に寄り添い、規範とするため、以下の5つの基本目標を定め、それに基づく様々な施策を実施して広川町を創生していきます。

【第2次稲むらの火のまち創生総合戦略 第1章基本的な考え 2基本目標より抜粋】

5つの基本目標と21の分野別施策

- 1 梧陵翁の意を継ぎ雇用を創出する
 - ①雇用の創出と充実、②農業の振興、③林業の振興、④水産業の振興
 - ⑤商工業の振興、⑥観光の振興
- 2 梧陵翁の意を継ぎみんなを故郷に留める
 - ⑦交通機関や道路の整備、⑧住環境の整備と住宅地の開発、⑨ライフラインの充実
 - ⑩循環型社会の形成、⑪町の魅力の情報発信
- 3 梧陵翁の意を継ぎ子どもたちを育む
 - ⑫子育て支援の推進、⑬特色ある教育の推進と青少年健全育成の推進
- 4 梧陵翁の意を継ぎ故郷を守る
 - ⑭災害対策の充実、⑮消防・救急体制の充実、⑯防犯対策・消費者保護の推進
 - ⑰健康づくり推進と医療の充実、⑱高齢者の生活、障がいのある人の福祉の充実
- 5 梧陵翁の意を継ぎ協働の故郷を築く
 - ⑲コミュニティ活動の活性化と住民参画・協働の推進、⑳社会教育の推進
 - ㉑芸術・文化活動の推進と歴史財産の保護・保全・継承

(5) 地域の持続的発展に関する目標

本計画は、本町における全ての計画、施策等の一部であり、地域の自立に向けて過疎地域に

おける持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上が実現するように、基本的な目標については、次の目標を定めます。

基本目標

令和7（2025）年度住民基本台帳における総人口7,000人

（6）計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況については、毎年度第2次稲むらの火のまち創生総合戦略の評価時期に合わせ、施策内容の効果を定期的に検証するとともに、目標及び取り組みなどに対する評価・検証を行います。

（7）計画の期間

本計画の期間は令和4（2022）年度を初年度として、令和7（2025）年度までの4ヵ年間とします。

（8）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の管理に関する基本的な実施方針

①点検・診断等の実施方針

日常の点検・保守により、建物の劣化や機能低下を防ぎます。建物をいつまでも美しく使っていくため、利用者の安全を確保するための総合的な管理運営や、点検・保守・整備等の業務を行います。

また、経年的な劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による機能低下、施設の安全性、耐久性、不具合性等について診断、評価し、各施設の課題・問題点等の現況について把握します。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

長寿命化対策、中長期的修繕計画の策定を検討し、予防保全型維持管理の導入を図り、早期段階において予防的な修繕を実施し、機能の保持、回復に努めます。施設の重要度や劣化状況を考慮の上、長期的な視点で計画的・効率的に保全を行い、施設を継続的に運営、利用できるよう推進します。

③安全確保の実施方針

点検、診断等により危険性が認められた施設については、評価を行い優先度に沿って安全確保のため改修を実施します。

ただし、利用率、効用等を勘案し、総合的な判断により改修せず、供用廃止を検討する場合もあり、また、高度な危険性が認められた施設、老朽化等により供用廃止され今後も利用見込みのない施設においては、統廃合及び取り壊し等の措置について適切に検討します。

④耐震化の実施方針

「稲むらの火」で有名な本町にとって、耐震は管理方針の中でも最重視しています。庁舎、学校、公民館等の多くの施設は、災害時に避難場所として活用され、災害活動の拠点として重要となり、各施設の高台への移転も検討しています。災害時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも耐震化について推進し、災害に強いまちづくりを推進します。

また、地震や津波で問題が生じるため池については、ハザードマップを作成し、老朽化しているため池の調査と整備を実施しています。

⑤長寿命化の実施方針

予防保全型維持管理の実施を徹底することにより、施設等の長寿命化を推進し、大規模な改修等が必要とならないよう機能の保持、回復を図ります。また、ライフサイクルコストを縮減し財政負担への抑制と平準化を図ります。また、本計画に準じた上で、必要に応じて個別に長寿命化計画等の策定を検討します。

⑥統合や廃止の推進方針

人口の減少や町民のニーズに伴い、利用頻度が少なく必要性が認められない施設については、統合・複合化等も視野に入れ、機能を維持しつつ施設の整理・最適化を図ります。既存施設の用途転用等による有効活用で新規施設の整備を抑制することや、売却や貸し付けを行うことで財源確保を図ります。

⑦総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

施設を中長期的視点で整備、運営していくために、財政部局及び各関係部署と連携し、また総合計画、財政計画と整合性を持たせ、経済的・効率的に運営するよう取り組み体制を構築します。

また、全庁的に計画を推進するために、公共施設に関する現状を全職員が把握し、常に効率的、効果的な運営ができるよう、職員一人ひとりが意識を高め情報の共有に努めていきます。

本計画における全ての公共施設の整備や維持、管理などについては、広川町公共施設等総合管理計画に定める上記の実施方針と整合性を図り、必要な事業を適正に実施します。

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

- 本町では人口減少が最重要課題となっており、県の移住・定住施策や地域おこし協力隊の導入などに取り組みながら、町の魅力発信や観光をはじめとする各種事業を実施し、交流人口・関係人口の拡大へと繋げ、移住・定住者の増加に結びつける取り組みを推進しています。
- 住んでいて、誇りを持てる町となるよう、本町の魅力を内外に広く発信し、認知度の向上や魅力度の向上を図っています。また、本町に移住を希望する方に、総合的な情報発信や住まい探し、ハローワークとの連携による就労支援等の移住相談体制の整備、地域住民との交流やお試し滞在、移住のサポートを行う等、UJIターン等の移住希望者をスムーズに受け入れられる体制づくりに努めています。
- 移住・定住に関しては、住まいの確保や、子育て支援やビジネス環境の充実等も重要であることから、他分野の施策と協働して、移住・定住に向けた様々な施策を講じる必要があります。
- 本町では、39の行政区を中心に地域コミュニティを構成していますが、少子高齢化や核家族化が進み、価値観が多様化する中で連帯感が徐々に希薄化し、地域が本来もっている相互扶助の機能が低下しつつあるため、様々な取り組みにより地域コミュニティを活性化していく必要があります。
- 町民との対話や情報共有を促進し、本町の施策・事業や行政運営に反映していく協働によるまちづくりの体制づくりを進める必要があります。

(2) その対策

- 移住希望者の発掘のための積極的な情報発信策について検討・実施を進めるとともに、「関係人口」の増加に向けた取り組みの強化を図ります。
- 住宅の安全性を確保するため、防災性・防犯性・居住性に配慮した住まいづくりと、超高齢社会に対応したバリアフリー住宅の普及を促進します。住宅におけるユニバーサルデザインの誘導を図るため住宅リフォームに係る支援等を実施します。
- 町内で増加している空き家の実態把握に努め、有効活用可能な空き家は、広川町空き家台帳登録制度と空き家改修補助を組合せ、移住希望者に提供することで空き家の流動化と利活用を推進します。
- 転入希望者等を対象とした情報提供として、新規就農者の募集状況、利用可能な空き家情報、分譲住宅情報等の一元化と強化を行います。
- 津波被害、風水被害の心配が無い地域に分譲住宅等(住宅地帯)を展開し、移住・定住を促すことで夜間人口の増加を図ります。
- 日常生活だけでなく、災害時にも住民生活に支障が生じない、安全・安心で安定した上

水道サービスの提供を行うための施設整備と防災対策を講じ、住民が安全・快適に暮らせるまちづくりを行い、移住・定住を促し人口増を図ります。

- 既存道路の拡幅・改良や排水施設の整備など、住環境と一体化した安全で便利な生活インフラ整備を行います。
- 町外からの移住と定住を促すため、現在実施している定住促進奨励金補助事業のほか、空き家改修補助、住宅リフォーム補助、合併浄化槽設置助成などの各種住宅に関する支援制度を継続し、特に子育て世帯に対する支援の充実を図ります。
- 町内において自然災害に遭うことがなく安全・安心に暮らせ、交通インフラが整った利便性の高い地域であると考えられる、山本区、上中野区、南金屋区の唐尾マリンアクセス道路沿線に分譲住宅地(住宅地帯)の形成を促進します。中でも唐尾マリンアクセス道路沿線については、水道管敷設事業が実施されインフラ整備が進んでいるため、分譲住宅地開発の具体的な検討・推進に着手します。
- 分譲住宅地開発の際は、民間デベロッパーによる開発を想定しているが、無秩序な開発による住宅地のスプロール現象を防止するため、宅地造成の適正誘導をすべく、広川町宅地造成事業に関する指導要綱、及び広川町小規模住宅地造成者に関する指導要綱に基づき安全・安心、便利で快適な新たな住宅地の形成を促進します。
- 町内の人口移動及び子育て世帯をはじめとする転入者等の動向を踏まえ、効果的・効率的な宅地開発や整備について、インフラ施設の維持管理や防災等を含む総合的な観点から、計画的な推進を図ります。
- 移住・定住者用の戸建て住宅整備のために、町所有の遊休地等を活用した宅地造成や民間デベロッパーや不動産事業者への賃借や売却等を検討していきます。
- 地域おこし協力隊制度を活用し、町の魅力を最大限に発信してもらいつつ、3年後の定住を見据えた生業探しのサポートを行っていきます。
- 移住者の増加や転出者の減少を目的に地域活性化企業人制度を活用し、民間目線の新しい取り組みを提言してもらい、広川町独自の事業を展開していきます。

(3) 計画

移住・定住・地域間交流の促進、人材育成計画を次のとおり定めます。

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)移住・定住	分譲住宅地形成促進事業	広川町	
		移住定住者用住宅等整備事業	広川町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業	地域おこし協力隊事業	広川町	
		地域活性化起業人事業	広川町	
		定住促進奨励金補助事業	広川町	
		空き家改修補助事業	広川町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では公共施設等総合管理計画、個別施設計画を策定しており、それぞれの基本方針を以下のとおり定めています。

①スポーツ・レクリエーション系施設、町民文化系施設

本町の移住・定住・地域間交流の促進や人材育成に係るレクリエーション系施設や町民文化系施設はコミュニティ活動の拠点となり町民の利用度が高い施設であることから、多面的な機能が求められるため、安全性・重要性を勘案し、優先順位を踏まえ、施設の整備や充実を図り、町民のニーズに応え、新規施設の整備を検討しながら、老朽化する施設の維持管理や統廃合を検討します。

本計画における全ての公共施設の整備や維持、管理などについては、広川町公共施設等総合管理計画（平成29年3月）に基づく施設ごとの取り組み方針や目指すべき方向性を示した広川町個別施設計画（令和4年3月）に定める各施設の具体的な対応方針と整合性を図り、必要な事業を適正に実施します。

第3章 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

- 長引く景気低迷や資材、燃料等の価格高騰、他産地との競争を背景として、果樹、花卉、野菜等の農産物の販売額が低下したり、生産コストが上昇しています。農産物の加工・販売に取り組むなど、地域との協働方策について検討が必要です。
- 農産物消費の動向が少量高級志向へ移行していくなか、流通形態では量とともに質的要求も強くなってきており、産地や農業者にとってますます多様化するニーズへの対応が迫られています。
- 関東圏又は京阪神、海外等での有田みかんのPRを検討していく必要があります。
- 農業協同組合、有田振興局等が中心となり、高品質果実の生産に努めるとともに、需要の動向に応じた生産性の高い農業をめざしています。
- 農業後継者不足に伴う耕作放棄地の増加と野生鳥獣害による営農意欲への減退が進んでいます。
- 優良農地の確保と有効利用を推進していますが、販売価格の低迷等による後継者不足により高齢化が進んでおり、遊休農地の解消が課題となっています。
- 付加価値の高い農産物の生産・販売や観光農業、中核農家への農地の集約を積極的に推進する必要があります。
- 県や関係機関の融資制度の推進に向けて、融資機関と連携した広報活動が必要です。

イ 林業

- 本町の森林面積は、4,824haで、私有林4,672ha、公有林152haとなっています。
- 全国森林計画、地域森林計画(紀中森林計画区)に基づき樹立した広川町森林整備計画による森林整備の方針、施業の方法等により、施業実施体制の確立、間伐・保育などを実施しています。
- 森林は、水源涵養、山崩れや土砂流出防止に大きな役割を果たしており、これらの多面的機能を維持しています。
- 近年の木材価格の低迷、搬出間伐の高コストなどに対応するため、森林組合が中心となり補助事業の活用などにより森林施業を積極的に推進しています。
- 低コスト林業をめざして、林道・作業道の整備を実施しています。
- 森林所有者の施業意欲の低下、林業後継者の減少・高齢化、不在町者の森林が増加しています。
- 人工林の鳥獣被害が問題となっています。
- 合理的な森林経営と多面的な森林機能の発揮を図るため、道路網の整備を図り、集約化施業・林業労働力の安定確保等計画的な施策、レクリエーション施設の整備、森林の多面的利用を推進する必要があります。

ウ 水産業

- 本町の水産業は、湯浅湾を漁場とする沿岸漁業が中心となっています。近年の漁獲技術の進歩による乱獲や遊漁者の増加により水産資源は減少し、厳しい状況にあります。
- 漁業に対する新規参入者の就業は極めて少なく、漁業就業者の高齢化が進行しています。
- 資源を守り、育てる、若者の漁業者を育成し、高齢化に対応する水産基盤、共同利用施設の整備、漁業後継者の育成が重要です。
- 魚価の安定と販路の拡大を図るために、流通体制の整備、多獲性魚類の高次加工化を推進し、付加価値を高め、消費者のふるさと志向に対応する町独自の新しい製品の開発が必要となっています。
- 漁業体験、釣り堀、イベント開催など観光漁業を推進する必要があります。
- 漁港機能の強化や漁場整備、「つくり育て管理する漁業」の促進など生産基盤整備と水産資源の維持増大、漁家の経営改善のための各種支援制度、水質環境の保全等が望まれます。
- 住民の余暇の増大に伴う海洋性レクリエーションの需要など、交流の側面からみた水産業の対応について検討し、住民の自然保護意識を高めていく必要があります。
- 港湾については、今後も、港湾整備事業を推進し、住民に親しまれる港として整備するとともに、海岸部一帯を海洋レクリエーションゾーンとして整備していく必要があります。

エ 商工業の振興等

- 住民生活の利便性を向上させるためにも、以前のような賑わいと活力を生み出す商業振興を図る必要があります。そのために、商工会等と連携を図りながら商業の活性化や後継者の育成支援、スーパーマーケットを核とした商店街の形成、消費者ニーズに応えられる商店づくり、商業の中核となる大型商業施設の誘致、地産地消の推進など、取り組むべき課題は多くあります。
- 交通アクセスの向上により産業基盤の整備は進んでいますが、地方経済の疲弊等により事業所数・従業員数ともに減少傾向にあります。さらに、大型工場の撤退や規模縮小が工業の低迷に拍車をかけています。
- 農産物による加工特産品の開発等の新規事業への取り組みが進んできています。農商工連携を進め、魅力ある新商品・新サービスの開発を行い、地域資源の高付加価値化の推進に努めることが必要です。
- 立地優遇措置の充実や、企業用地、工業用水等の産業基盤の整備を図り、多様な新規先端企業などの誘致や既存産業の育成、新たな市場開拓等を図る必要があります。

オ 観光

- 海、山、川と三拍子揃った美しい自然環境を持ち、海岸部一帯は西有田県立自然公園に指定され、11.4kmに及ぶ風光明媚な海岸線に恵まれ、四季を通じての磯釣り場や西広海

岸を代表とする美しい海岸もあります。

- 内陸部には、本町の約76%を占める森林、広川ダム等自然景観に優れた観光資源が豊富にあります。
- 広、南広地区は、廣八幡宮、耐久社、広村堤防、法蔵寺、濱口梧陵墓等史跡、文化財に恵まれています。
- 交通網の発達により、京阪神や和歌山市にも比較的近いという立地条件に恵まれているにもかかわらず、まだ、多くの観光資源を十分に活用し成果を上げているには至っていません。
- 体系的な観光施策の実現に向け、観光振興計画を策定することが必要です。
- 有田地域が連携した広域的な観光施策に取り組んでいます。
- 観光案内板の設置や熊野古道の整備等、観光施設の整備を進めています。
- 和歌山県とタイアップしたPR活動の展開等の情報発信の強化や、観光案内所の整備等の受け入れ体制の強化が必要です。
- 地元団体を中心に、海岸線の一斉清掃や観光施設の美化活動に取り組んでいます。
- 観光農園・体験農園への取り組みも本格化しています。和歌山県でも「ほんまもん体験」が推進されるなど、体験型観光への需要が高まっています。
- 平成19年に完成した「稲むらの火の館」には、多くの観光客が訪れています。また、「稲むらの火の館」を起点とした濱口梧陵翁関連の史跡散策コースの整備が進んでいます。
- 平成30年5月に文化庁に認定された日本遺産『「百世の安堵」～津波と復興の記憶が生きる広川の防災遺産～』を活用した観光に取り組んでいます。

カ 企業誘致、雇用促進

- 少子高齢化の進行に伴って日本全体で労働力人口が減少する中、若者や女性、高齢者、障がいのある人などの能力を活かしていくことが求められています。
- 近年では、非正規雇用などの不安定な雇用環境にある人が増加して、ニート、フリーターなどの問題もみられています。
- 働くことに対するやりがい重視されるようになり、一人ひとりが、その能力を十分に発揮し、意欲をもって仕事に取り組むことができる環境が必要になります。
- 中高年齢者や就職困難者をはじめ、さまざまな層の職業能力を向上させるとともに、誰もが働きやすい労働環境を整備していく必要があります。
- フリーターなど正規就労につけていない若年者層と若手人材の確保が難しくなっている町内中小企業をつなぐための取り組みが必要になります。
- 旧浦清兵衛商店を広川町古民家コワーキング施設として整備し、情報系企業を誘致しています。

(2) その対策

ア 農業

- 広川農業振興地域整備計画により、農業生産基盤である農道・農業用水路の整備や優良農地確保、灌漑用水施設の整備、樹園地の計画的な整備を推進します。
- 農業収益の向上と営農労力の軽減を図るため、らくらく農業支援事業を有効活用し、スプリングラー、モノラック、搬出機(クローラ)、トラクター、灌水施設整備を推進します。
- 農地リボーン事業を実施し、耕作放棄地等の解消を支援します。
- 多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金等を活用し、農道、水路、ため池の点検・補修等の地域の取り組みを支援します。
- 近年の消費者傾向である高級化、多様化等に対応するように努め、本町で生産される農産物が安全・安心なブランドであるとの評価を確立し、現在の大消費地である京阪神、関東圏に加え、海外市場への出荷、供給を増進するための生産体制と販売力の強化に努めます。
- 本町の主農産物である温州みかんをはじめとする柑橘の優良系統への更新、密植園の間伐、園地改良、マルチ栽培等の導入に取り組み、「日本農業遺産」にも認定されている本場有田みかんの主産地としての確立を図ります。
- 収穫・出荷時期の異なる多種多様な農作物の栽培により農作業労力の分散と施設農業での周年栽培・出荷を行うことで年間を通して農作物が販売できる体制を整えます。そのことにより農業経営の規模を拡大し、パート従業員(特に子育て世代の女性パート従業員)などの雇用拡大につなげていきます。
- 産地間競争の激化が予想される市場対応のため、共販率と市場占有率向上に努めます。
- 販路拡大や産地と消費者等の交流を進める農業者を支援し、農村地域の活性化を図ります。また、令和3年度に完成した農産物直売施設「道あかり」や「ふれあい館」等を中心に出荷農家の掘り起こしを行います。
- 県農業改良普及指導員及びJAありだと協力し地域の实情に即した経営の改善計画を指導し、農業経営に対する意欲向上を図り、また、新規就農者の育成に努めます。
- 就農意欲の高い後継者を育成するために研修会、研究グループ活動等を強化し、後継者の育成に努めます。
- 本町の特産品である温州みかんをはじめとする柑橘類や特産農作物をふるさと納税返礼品として活用することで、新たな需要を増加させます。
- 農業経営規模の拡大や農業生産や経営の合理化を図り、地域の中核的農家である認定農業者の育成を進め、農村地域活性化を図ります。
- 農作物の鳥獣被害は依然として深刻であり、農地の防護柵の設置について従来通り支援するとともに、猟友会と協力して捕獲活動を併せて行い、被害の低減に努めます。
- 町、農産物等直売所(道あかり、ふれあい館等)、生産者が連携し、地元で収穫した農水産物を学校給食で提供するシステムを確立し、子どもたちの郷土愛を育むとともに、地元農水産物の消費を拡大させることにより、地産地消の推進を図ります。
- 新規就農者の受け入れ・支援体制の確保と農業体験、インターンシップ事業の導入を強化します。
- 新規就農可能な農地、受けられる支援等についての情報発信を町ホームページや広報紙

などで行います。

○ふるさと納税の返礼品制度を活用した農業支援を行います。

イ 林業

- 合理的な林業経営と多面的な森林機能の発揮を図るため、造林、間伐等による森林整備と体系的な林道の整備を推進します。
- 適正な森林管理及び森林を守り育てる意識を醸成し、労働者雇用の確保を図ります。
- 森林環境譲与税を充当した広川町森林機能等回復整備事業を活用し、作業道の修繕や国費・県費の対象とならない間伐事業を実施します。
- 町内林業の牽引役である「広川町森林組合」の経営改善を支援します。
- 森林総合利用施設の新設に努め、林産業振興と併せて観光地と住民のやすらぎの場として効果的な利用促進を図ります。
- 国土保全や水源涵養、森林の持つ多様な環境保全(CO2吸収、化石燃料代替等)など、森林資源の持つ多面的で公益的な機能の充実を目指し、積極的に広報します。
- 町産材の需要を喚起し、広川町の林業の持続的な発展と雇用の拡大を図るために、町産材を活用した木造住宅の新築及び内外装の整備に対して支援を行っています。
- 他の市町村や県、民間事業者と連携を図りながら、地域材活用を推進し、地域材の需要拡大と新たな販路の拡大を推進し、地域の森林環境の整備を促すとともに、雇用の創出を図ります。

ウ 水産業

- 製氷施設等水産基盤の整備・老朽化への対応を推進し、流通関係施設などの整備により作業能率、生活の向上を図ります。
- 水産資源の維持増大を図るため、漁業経営構造改善事業により漁業者自らが行う、資源管理型漁業を推進します。
- 底曳き漁法について、月8日以上のお漁日を設けます。また船曳漁法については、週の内「水、土、日」を休漁日とする操業期間を設定することで、漁業資源の維持管理を行います。
- 広川町漁村づくり協議会が策定する「次代につなぐ漁村づくり実行計画」に基づき、新規就業者の育成・確保及び漁村活性化に取り組みます。
- 漁業協同組合、商工会、観光協会、漁業経営体との協働により釣り堀等を導入し、観光と漁業の融合を推進します。

エ 商工業の振興等

- ふるさと納税返礼品への町内産品の活用をはじめとして、柑橘類等の地域資源を活用した加工特産品の開発と販売を一層推進し、地場産業の振興を図ります。
- 広川町の農産物及び特産品の販路拡大のため、海外への販売を進めるべく県、JA等の関係機関と実施に向けての検討を行います。
- 技術研究・開発を積極的に促進し、経営管理等の合理化・近代化を図るため、各種助

成、融資制度の充実・強化に努めます。

- 和歌山県の事業と連携した中小企業の競争力強化や製品のブランド化を図ります。
- 和歌山県の県内就職支援の取り組みと連携し、若者の本町への居住を継続しながらの就職・定着や、本町へのUJIターン就職を促進します。
- 町内産業の振興、雇用の促進及び定住促進に寄与することを目的に、発展性をもって起業する新規創業者に対して、予算の範囲内で起業支援を行います。

オ 観光

- 町ホームページや観光パンフレットなどによる情報発信機能の強化や、SNSの活用等により、さらなる情報発信機能の充実を図ります。
- 有田地域を一体となって楽しめる空間として整備し、有田地域の魅力を発信し、広域観光を促進します。具体的には、ありだ広域交流協議会及び有田温泉協会などの広域観光業界と協働することにより、情報交換や共同イベントを開催することで観光客誘致を図ります。また、有田地域の市町との連携による広域的な観光客誘致に向けた魅力の発信を推進します。
- 観光客が満足できる地域の特色を活かした宿泊、飲食、土産物、サービスを提供するなど、受け入れ体制の整備を進め、広川町へのリピーターを確保することで経済効果向上を図ります。
- 町内の観光拠点施設である「稲むらの火の館」、「滝原温泉ほたるの湯」、「ふれあい館」、「道あかり」を有機的に連携させることで、町内観光周遊ルートの構築とそれによる観光客の町内滞在時間及び町内消費額の増加を図ります。また、上記施設の整備拡充により観光拠点の創出と充実を図ります。
- 都市農村交流活動を推進すべく、「津木地区寄合会」などの既存の団体と協働することにより、自然景観に優れ、観光資源が豊富にある津木地区にホテルの里、川魚がすむ川といった自然観賞ゾーンづくりや休耕田を活用した花畑、カヌー教室を通した川遊び、農作業体験などのグリーンツーリズムの導入を推進するなどの受け入れ体制の整備を進めます。
- 「滝原温泉ほたるの湯」を都市農村交流の拠点施設として活用するとともに、農家民泊の開設数の拡大や体験ツアーのプログラムの拡充を図り、より魅力的なグリーンツーリズムを展開します。
- 農業体験や教育旅行の受け入れ等、グリーンツーリズムの多面的な推進について農業従事者と連携した取り組みを検討します。
- 町観光協会主催「熊野古道ウォーク」や「桜ウォーク」、広川町を元気にする会主催「シロウオ漁体験イベント」等、体験型観光の推進を図ります。
- 近年観光施設に設置が求められているWi-Fi設備の整備を進めていきます。
- 「稲むらの火」、「濱口梧陵」、「津波防災」を題材にした海外向けの情報発信を行い、国内外に濱口梧陵翁の偉業を広め、稲むらの火のまち広川町をPRすることで、観光客の誘致と町観光の振興を図ります。
- 廣八幡宮、耐久社、広村堤防、法蔵寺、濱口梧陵墓等の史跡や文化財に恵まれているこ

とから、1日過ごすことができる観光コースの設定と、観光客をもてなし、飲食や休憩をすることができる「道あかり」との連携を推進します。

- 広川町の熊野古道参詣道である「紀伊路」が史跡指定を受けたことで、多くの観光客が訪れることが予想されることから、史跡としての熊野古道の保護・保全と案内板などの観光施設整備を進めていきます。
- 「滝原温泉ほたるの湯」、「ふれあい館」、「稲むらの火の館」、「道あかり」、「いなむらの杜」などの既存観光施設の整備拡充を図ります。
- 古民家「戸田家住宅」の有効活用として、オーベルジュとしての活用を図ります。
- 広川町と湯浅町は隣接する町でありながら、異なるテーマのストーリーで日本遺産の認定を受けており、全国的にも珍しいケースとなっています。また、2町の日本遺産認定を受けている地区は近接しているため、一体的に観光することが可能であり、JR湯浅駅を利用した誘客が見込めることから、広川町、湯浅町、JR和歌山支社の3者で連携して観光PRを行い、観光客の誘致を図ります。

カ 企業誘致、雇用促進

- 企業誘致のほか、多くの雇用が望める介護施設などの事業所の誘致に努めます。
- 本町の主要産業である農業を活かし、農作物の加工販売などの6次産業の推進・育成をすることで新たな雇用の創出に努めます。
- 快適な職場環境の形成を促進するため、町内事業所への法令遵守の啓発に努めるとともに、すべての勤労者が仕事と家庭生活の両立(ワーク・ライフ・バランス)のとれるような環境整備を進めます。特に女性が子育てをしながら仕事が継続してできる職場環境整備を推進します。
- 公共職業安定所などの関係機関と連携して、特に高齢者や女性、障がいのある人等の雇用を促進します。
- 広川町商工会の協力を受けた「広川町起業支援補助金」の活用や、特定地域づくり事業協同組合制度、クラウドファンディングの推進等により、起業支援と雇用の創出を図ります。
- 商業施設の誘致等、住民の生活環境の向上と町内で子育てや介護と両立して働くことができる場の拡大につながる取り組みについて検討します。

(3) 計画

産業の振興計画を次のとおり定めます。

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(1)基盤整備 ア農業	農村地域防災減災事業	広川町	
		土地改良施設維持管理適正化 事業	広川町	
		各地土地改良事業	広川町	
	イ林業	林道・作業道整備事業	広川町	

		林道・作業道維持補修事業	広川町		
		森林総合利用施設整備事業	広川町		
		県土防災対策治山事業	広川町		
	ウ水産業		製氷施設等水産基盤整備事業	広川町	
			製氷施設等水産基盤維持補修事業	広川町	
			流通関係施設整備事業	広川町	
	オ観光		稲むらの火の館維持補修事業	広川町	
			稲むらの火の館展示施設改修事業	広川町	
			稲むらの火の館周辺整備事業	広川町	
			道あかり維持補修事業	広川町	
			ふれあい館維持補修事業	広川町	
			Wi-Fi 整備事業	広川町	
			各種看板整備・維持補修事業	広川町	
			旧戸田家住宅オーベルジュ施設整備事業	広川町	
	カ企業誘致、雇用促進		旧浦清兵衛商店維持補修事業	広川町	
			テレワーク等施設整備事業	広川町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業		らくらく農業支援事業	広川町	
			高品質果実生産促進事業	広川町	
			鳥獣被害防止総合対策事業	広川町	
			広川町農業近代化資金利子補給事業	広川町	
			農地リボン事業	広川町	
			狩猟免許等取得支援事業	広川町	
			広川町木の温もりのある住まいづくり創出事業	広川町	
			後継者育成事業	広川町	
			新規就農支援事業	広川町	
			日本農業遺産事業	広川町	
			水質環境保全事業	広川町	
広川町起業支援事業			広川町		
地元産品ブランド化推進事業			広川町		
新商品・新サービス開発事業			広川町		
観光誘客事業			広川町		
グリーンツーリズム推進事業			広川町		
日本遺産事業			広川町		
雇用促進事業	広川町				

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進事項	業種	計画期間	備考
広川町全域	①製造業 ②情報サービス業等 ③旅館業 ④農林水産物等販売業	令和4年4月1日～ 令和8年3月31日	広川町産業振興促進計画

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記に記載している（２）その対策、（３）計画のとおりとなります。また、それぞれの事業については、他市町村や県、民間事業者等の連携を図りながら取り組みを進めます。

（５）公共施設等総合管理計画等との整合

本町の産業の安定供給の基盤となる産業振興施設等については、機能を維持するために、計画的・継続的に整備を行います。

本計画における全ての公共施設の整備や維持、管理などについては、広川町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）に基づく施設ごとの取り組み方針や目指すべき方向性を示した広川町個別施設計画（令和 4 年 3 月）に定める各施設の具体的な対応方針と整合性を図り、必要な事業を適正に実施します。

第4章 地域における情報化

(1) 現況と問題点

- 住民の利便性の向上を図るため、ICT(情報通信技術)を活用した予約・申請手続や各種情報の提供などを推進する必要があります。
- 業務の効率化のため、各業務の情報システム資源を共有化する必要があります。
- 今後は、最新の技法・構想を取り入れた新しいネットワーク基盤の検討・構築を行うとともに、住民の利便性向上を図るためのインターネットを活用したサービス・コンテンツを充実させることが課題となっています。
- 情報格差が問題となっているなかで、住民誰もが情報化の利便を享受できるためには、住民の情報リテラシーの向上を図るための環境を整備していくことも必要です。

(2) その対策

- 町内の住民・事業者が利用できる、高速通信が可能なインターネット回線の整備について、事業者と連携した推進について検討し、情報通信基盤の拡充を図ります。
- 地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度情報化を図るため、公共施設間を結ぶ公共ネットワーク等の整備を図ります。
- 情報通信網は、重要な社会生活基盤の一つとして位置付けられているため、情報化に対応できる人材を育成するとともに、情報通信技術の導入を積極的に推進します。

(3) 計画

地域における情報化計画を次のとおり定めます。

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域における情報化	(1)情報施設	Wi-Fi 整備事業（再掲）	広川町	
		防災行政無線整備事業	広川町	
		消防団無線デジタル化事業	広川町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業	各種ホームページ・SNS 維持管理事業	広川町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町の地域における情報化に関する施設等については、今後の情報化施策を踏まえながら、計画的・継続的に整備を行います。

本計画における全ての公共施設の整備や維持、管理などについては、広川町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）に基づく施設ごとの取り組み方針や目指すべき方向性を示した広川町個別施設計画（令和 4 年 3 月）に定める各施設の具体的な対応方針と整合性を図り、必要な事業を適正に実施します。

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

- 本町の道路網は、国道42号、湯浅御坊道路、県道御坊湯浅線及び広川川辺線の他に、一般県道3路線、町道405路線、農道、林道からなっています。国道42号、湯浅御坊道路は、本町のほぼ中央を南北に走り、本町を紀北、紀南へと連結し、関西国際空港や大阪方面へ直結しています。
- 道路は、経済の発展や生活の向上をもたらし、住民生活に欠かせないものとなっています。また、道路は、自動車交通の利用のみならず、大規模災害時支援物資の輸送やライフラインなどの施設の収容、市街地の形成、環境の保全など、さまざまな機能を有しており、まちづくりを進める上で大きな役割を担っています。
- 主要地方道、一般県道、町道等の道路網は、年々改良整備が進みつつありますが、主要地方道や一般県道、幹線町道の整備を重点的に推進する必要があります。

イ 交通

- 鉄道については、住民の利便性を推進するために開業された広川ビーチ駅が、通勤・通学、日常生活の交通手段だけではなく、海水浴シーズン時の県内外の観光客にも利用されています。今後は、広川ビーチ駅周辺の居住世帯を増加させるため、住環境を整備していく必要があります。
- 町内を運行している公共交通の継続的な運行を目的に、広川町地域公共交通活性化協議会を立ち上げています。
- 町内を中紀バスの湯浅線（由良駅～済生会病院）、熊野御坊南海バスの湯浅線（上津木～済生会病院）の2本の路線バスが運行しています。

(2) その対策

ア 道路

- 幹線町道等の整備を推進し、広川町から都市部へのアクセスを向上させることで、通勤圏域の拡大を図ります。
- 海岸部、山間部の観光レクリエーションゾーンを結ぶルートについては、町道等の整備を図ります。
- 既存道路の拡幅・改良や排水施設の整備など、住環境と一体化した安全で便利な生活インフラ整備を行います。

イ 交通

- 沿線自治体で構成する紀勢本線活性化促進協議会を通じ、JR西日本に対して、広川ビー

チ駅の情報伝達機能の向上や跨線歩道橋の屋根の設置等の利便性向上を積極的に要望していきます。

- 「ふれあい館」のリニューアルと、ICカード利用が可能となることを契機として、広川ヒビチ駅が地域の公共交通の核として機能していくための住宅開発や商業施設誘致などの方策を検討します。
- 免許証自主返納高齢者の日常交通手段の確保のため、タクシー券の交付等を行います。
- 自ら車を運転することができない者や免許証自主返納者の買い物・通院等の日常交通手段として、本町を走る2社の路線バス会社との連携を密にし、ルート維持や再編の検討を含めて、さらなる利便性向上を図ります。前述のバス路線利用促進を行うと同時に、次代の公共交通手段の検討も行います。
- 福祉事業者や住民組織が主体となった地域交通の維持や、自動運転等の新しい技術を活用した公共交通の整備について、先進的な自治体動向の研究を進めます。

(3) 計画

交通施設の整備、交通手段の確保計画を次のとおり定めます。

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)基盤整備 ア道路 市町村道	広地区道路整備事業	広川町	
		広地区道路拡幅・改良事業	広川町	
		広地区道路舗装改修事業	広川町	
		南広地区道路整備事業	広川町	
		南広地区道路拡幅・改良事業	広川町	
		南広地区道路舗装改修事業	広川町	
		津木地区道路整備事業	広川町	
		津木地区道路拡幅・改良事業	広川町	
		津木地区道路舗装改修事業	広川町	
		熊野古道沿線内道路整備事業	広川町	
		橋梁維持補修事業	広川町	
		橋梁長寿命化事業	広川町	
		トンネル補修工事及び補修設計業務	広川町	
	ア道路 農道	各地区農道整備事業	広川町	
	(2)過疎地域持続的発 展特別事業	地域公共交通確保維持改善事業	広川町	
			協議会等	
		地域公共交通計画策定事業	広川町	
			協議会等	
		免許証自主返納高齢者対策事業	広川町	
	路線バス運行支援事業	広川町		
電気自動車急速充電施設整備事業	広川町			

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町の交通施設の整備に係る施設等については、定期的に点検を実施し、劣化状況等の把握を行い評価し、施設の重要度に応じた個別の維持管理方針を定め、中長期的に機能を維持するために、計画的・継続的に整備を行います。

また、本町では公共施設等総合管理計画、個別施設計画を策定しており、それぞれの基本方針を次のとおり定めています。

①道路（町道）

町民が生活する上で欠かせないものとなっており、街づくりを進める上でも重要な役割を担っています。本町が管理している道路は、年々改良整備や新規整備が進みつつあります。今後も、適正な維持管理に努め、歩行者の安全確保のための幅員の拡張や整備を推進します。

②農林道

林道は広川町公共施設等総合管理計画における更新費用算定の対象外としていますが、町道と同様に老朽化は進んでおり、将来にわたり更新費用が発生することは避けられません。限られた予算の中で農林道を維持管理していくために、日常的な見回り等地域住民の皆様の協力を仰ぎながら現状を把握し、通行の安全確保のため、適切な維持管理に努めます。

③橋りょう

2015(平成27)年度に目視による点検を実施しました。状態の悪い橋りょうから改修に取り掛かり、計画的な予防保全的な対応を実施することで、長寿命化によるコスト削減を図ります。

本計画における全ての公共施設の整備や維持、管理などについては、広川町公共施設等総合管理計画（平成29年3月）に基づく施設ごとの取り組み方針や目指すべき方向性を示した広川町個別施設計画（令和4年3月）に定める各施設の具体的な対応方針と整合性を図り、必要な事業を適正に実施します。

第6章 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

- 本町の水道水は、広川簡易水道及び湯浅上水道から給水されていますが、安心・安全で安定した水道水供給のため、水道施設の基盤強化を図っていく必要があります。
- 小規模な集落における水道施設については、地元と協力して維持管理に努めています。今後も引き続き、地域住民と協力して維持管理に努めていきます。
- 配水管の老朽化が進行しており、地震や津波、自然災害の非常事態においても重要施設への給水の確保などに対応できるよう耐震性能を有する配水管への更新が必要となっています。

イ 下水処理施設

- 本町の下水道整備は、特定環境保全公共下水道事業により広湾埋立地(8.1ha)に整備し、残地区の公共下水道整備計画は、多額の建設費や供用開始後の事業運営など後年度の財政負担などを鑑み中止しました。
- 下水道は、公衆衛生の向上や生活環境の改善、地域の持続的かつ健全な発達、川や海などの水質の保全を目的とした安全・快適な暮らしに欠くことのできない施設です。

ウ 廃棄物処理

- 生活様式の変化が進むなか、近年の環境問題は多様化、複雑化し、身近なことから地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球規模にまで広がりをみせています。このことから、あらゆる環境問題に対処していくため、資源リサイクル、水の循環、エネルギーの有効利用を図るなど、循環型社会への転換に向けた総合的な取り組みが求められています。
- 現在、7種類のごみ袋によりごみ分別を行っています。
- 令和3年度のごみ収集実績は、可燃ごみ1,082t、プラスチックごみ169t、不燃物ごみ51t、資源ごみ78tとなっており、ボランティアによる資源回収もあり、ごみの量は減少してきています。
- 住民などへの啓発活動などによるごみの発生抑制(リデュース)、不用品交換の活性化などによる再使用(リユース)、資源ごみの分別収集による再生利用(リサイクル)など、有効なごみ減量化の方策や啓発を行う必要があります。
- 産業廃棄物については、減量、再資源化等をさらに進めていく必要があります。また、悪質、巧妙化する不法投棄などへの対応が必要となっています。
- 本町のし尿収集は、許可業者(1業者)により収集しています。
- し尿処理施設については、平成17年12月に竣工した汚泥再生処理センター(有田衛生施設事務組合)が環境負荷の少ない廃棄物資源循環型施設として稼働しています。
- 今後は、公共水域や農業用水路に排出される生活排水処理対策の整備と浄化槽維持管理

の徹底強化を確立する必要があります。

エ 災害対策・消防・救急救助体制

- 今後30年以内の地震発生確率は、南海トラフ地震が70～80%程度と推定されています。
- 自主防災組織の結成率は100%となっており、今後は組織の育成強化などのソフト面の対応体制の強化が求められています。
- ICTの発達や科学的分析能力の向上により、情報技術を利用した防災・減災対策が注目を集めています。
- 多様化する災害リスクや、新しい防災行政のありかたに対応できるよう、本町の地域防災の基本となる「地域防災計画」を随時見直すことが必要です。
- 災害時に要援護者の支援を行うに当たって、一元化された要援護者情報の共有と、地域住民や関係機関と一体となった支援体制が求められています。
- 大規模災害時には地域住民や事業所の自主的な救援救助活動が重要な役割を果たすことから、地域住民間の連帯感の醸成や組織化を促進する必要があります。
- 本町では、町域の約76%、4,937haが森林で、現在、急傾斜地崩壊危険個所が195箇所、山地災害危険地区が312箇所、地滑り危険個所が3箇所、土石流危険渓流が96箇所、砂防指定地が3箇所となっています。また、317箇所の土砂災害区域が指定されています。
- 海岸部の津波・台風・高潮等の対策については、堤防整備の対策等により、一層の安全性の向上及び管理の充実を図っています。
- 今後は、町民生活の安全を確保し、快適でやすらぎのある地域社会を創造するため、積極的に自然環境の保全を図り、自然災害を防止するとともに、低地における排水対策を推進する必要があります。
- 本町の林野占有率は約76%を占め、林野火災の危険性が高くなっています。
- 消防団組織が有する消防車両や資機材等について、最新型の機種に充実強化する必要があります。
- 複雑・多様化する救急・救助事案に対応するため、医療機関との連携を強化し、また、湯浅広川消防組合の広域搬送システムの確立、救急救命士の計画的養成、救急・救助装備等の整備に努める必要があります。
- 公共施設や商業施設など人が多く集まる場所にAEDの設置を進めています。また、自主防災組織を通して心肺蘇生訓練が行われています。
- 湯浅広川消防組合の本部にある救急車の出動に関しては、病院の受入体制も問題なく業務を遂行しています。
- 近年ではドクターヘリや防災ヘリの要請も可能になり、広域的な救急救助連携体制は強化されています。
- より高度な救助活動にも適確に対応できるよう救急・救助体制の充実強化に努める必要があります。

オ 改良住宅

- 令和4年4月1日現在、112棟の改良住宅（旭町団地（28棟）、門田団地（14棟）、熊ノ町団

地（16棟）、水分団地（4棟）、西熊団地（2棟）、南団地（9棟）、旭団地（1棟）、西ノ町団地（2棟）、北ノ町団地（3棟）、森上団地（3棟）、森下団地（5棟）、沼政団地（7棟）、下長川団地（3棟）、森団地（4棟）、中央団地（4棟）、大畑団地（2棟）、上中団地（3棟）、下河原団地（2棟）があります。

●改良住宅は、2戸で1棟となっています。

カ 公園

●公園・緑地・広場については、住む人々の憩いと安らぎを感じられる場、レクリエーションや交流活動の場として、さまざまな利用がなされるとともに、災害時の避難場所としての重要な役割を担っています。現在、本町では、緑地公園が6箇所、公園が12箇所となっています。

●本町が緑のまちを実現するためには、恵まれた自然特性を活かし、自然環境の保全と景観との調和に配慮しつつ、拠点的な公園・緑地を整備するとともに、本町全体が公園のような美しいまちとなるよう整備を推進する必要があります。

（2）その対策

ア 水道施設

○耐震化されていない取水施設・浄水施設・配水池の整備を推進し、飲料水の安定供給を図ります。

○老朽化に伴う配水管の更新については、管路更新事業で計画的に更新していきます。

○上水道施設についてアセットマネジメントによるビジョンを図り、適切な更新、維持管理に努めます。

○水道施設台帳の整備と電子化、公営企業会計の適用など、水道事業の合理化を推進します。

○現在継続実施している水道管耐震化を進め、災害時に強いライフライン構築を図ります。

イ 下水処理施設

○今後の下水道整備は、合併浄化槽設置事業を推進していきます。

○下水処理場の機器類の老朽化が進行し今後改良や更新が必要となるが、現施設には予備施設がなく更新時の一時停止が困難な状況であるため、対策方法を検討の上、適切な更新を図ります。

ウ 廃棄物処理

○ごみを排出する住民や事業所などに対して、町ホームページやポスター等を通じてごみの減量化に関する情報を提供するとともに、資源回収を広く住民に周知し、利用促進を実施します。

- 不法投棄をはじめとする公害苦情が多く寄せられていることから、環境に対する意識向上を推進します。
- 事業所から発生する再生利用が可能なものについては、地域や業種間の連携による回収システムの形成を支援するなど、資源の再生利用を推進します。
- ごみやし尿の収集、運搬にあたっては、適正かつ効率的な処理をより一層推進します。
- ボランティアによる資源回収や美化活動を支援することで、住民と一体となった循環型社会形成を図ります。
- 水環境保全に有効で災害に強い合併浄化槽の普及を推進しています。
- 浄化槽利用者には保守点検、清掃、法定検査を推奨し、浄化槽管理者へは保守点検、清掃、法定検査の周知徹底を図ることで、合併浄化槽の適正管理を促し、生活環境保全及び公衆衛生の向上に努めます。

エ 災害対策・消防・救急救助体制

- 災害発生時に的確な対応ができるよう、学校教育や生涯学習における防災教育を推進するとともに、自主防災組織への支援と継続的な活動による自助・共助能力の向上を図ります。
- 日本遺産に認定された本町の防災遺産や「稲むらの火の館」を活用し、発達段階に応じた計画的な防災教育の充実を図ります。
- 「国土強靱化地域計画」及び「地域防災計画」を随時見直すとともに、両計画を有機的に連動させることで総合的な防災体制を確立します。
- 防災重点ため池(63箇所)のうち、ハザードマップ未作成箇所(45箇所)について、早急な作成を進めます。
- 災害時要援護者台帳の整備と支援計画の策定を行い、地域住民や関係機関と一体となった要支援・援護者の確認と支援の充実を図ります。
- 学校や地域における、災害時を想定したより実践的で効果的な防災訓練・避難訓練のあり方について検討し、常に住民の防災意識を喚起できるよう、取り組みの充実を図ります。
- 災害時における相互扶助の基盤となる地域コミュニティの重要性について、住民の理解の促進を図るとともに、地域における世代を超えた交流を推進します。
- 避難道の整備を積極的に進めていきます。また、歴史的景観を考慮する地区にある避難道については無電柱化実施についても計画的に進めていきますが、無電柱化を施さない地区の避難道には、蓄電池内蔵型避難誘導灯を今後も導入します。
- 必要に応じた避難施設の整備、津波浸水区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内にある町内消防団消防車庫のハザード外移設を推進します。
- 災害発生時に住民に情報を確実に伝えるため、防災行政無線、移動無線、衛星電話等の通信機材の整備と適正な利用のための訓練を実施するとともに、戸別受信機の全戸配布を進めます。また、被災地や各避難施設の情報を的確に把握するための体制を構築します。
- 公共施設の耐震化推進とともに、一般住宅においても耐震化を推奨します。

- 地震災害時、人命に危険を及ぼすだけではなく避難・救助活動等に支障を及ぼす恐れのあるブロック塀の撤去・改修に対し、引き続き支援を行います。また、感震ブレーカー等の防災に有効な設備導入支援策を実施します。
- 平成27年に策定した国土強靱化地域計画について、必要に応じて見直しを行います。
- 被災時に必要な飲料水や食料、各種備品の備蓄を計画的に進めます。また、被災者の健康状態を維持するためのマスク、消毒薬、総合感冒薬、うがい薬等の備蓄についても計画的に行います。
- 避難所運営マニュアルの充実や避難所運営リーダーの養成を行うなど、避難所運営の質の向上に取り組むとともに、特別な配慮を必要とする人が適切な支援を受けられる福祉避難所の設置を進めます。
- コロナ禍において、多くの住民が避難する避難所は「3密」状態となり感染が拡大する恐れがあることから、避難所における感染防止対策を進めます。
- 海岸域の住民の生命と財産を保全するため、「国土強靱化地域計画」及び「地域防災計画」に基づき、湯浅広港をはじめとする広川町臨海地周辺整備として県が進める津波・高潮対策事業などを総合的な防災体制整備の核として推進します。
- 津波からの迅速・円滑な避難のための情報伝達体制の強化や避難路の確保について、和歌山県と連携して取り組みます。
- 和歌山県が本町において指定した「土砂災害警戒区域」に基づき、ハザードマップの作成とワークショップの開催を行い、危険箇所、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の啓発を行います。
- 町内の土砂災害警戒区域等において、安全性を確保するための改善を推進します。
- ため池の一斉点検を行うことによりため池の現状を把握し、ため池ハザードマップ策定を行うと同時に決壊時の下流被害が甚大と想定されるため池から優先的に整備し、10年以内の完了をめざします。また、災害時の危険箇所について下流域住民に周知することとて、災害時に対する危機意識の向上を図ります
- 排水路等の改修による排水機能強化を毎年、計画的に実施し、増水時における低地の排水対策を講じているが、今後も継続して積極的に推進します。
- 火災予防運動や防火管理者講習会を継続的に開催します。
- 湯浅広川消防組合が中心となり、危険物を扱う事業所等に対する予防査察による指導を行います。
- 広域消防体制の検討をはじめ、消防車両、資機材の整備などにより、常備・非常備消防力の充実に努めます。
- 自火災発生件数削減に向けた啓発活動を通じて自主防災組織活動の充実と防災訓練参加者を増やしていきます。
- 火災予防・防災対応の推進のため、女性消防団の充実・強化を進めます。
- 救命講習会やAEDの段階的な配置など、自主防災組織を中心とした住民レベルでの救急意識の高揚に努めます。
- 救急・救助需要に対応した施設や資機材の整備、救急・救助隊の増強を図ります。
- 有田1市3町、管内医師会、薬剤師会等関係機関連携による災害時救護所訓練の継続実施

と情報交換・共有を行います。

- 倒壊の危険や近隣住宅、公共施設等への悪影響の恐れなど、空き家の管理の必要性について広く住民に周知を行い、空き家解体処理費補助等の活用による早期対応を促すとともに、問題のある空き家について、和歌山県空家対策推進協議会と連携して対応します。同時に広域的に空き家問題に対応する事務組織の創設を和歌山県に働きかけます。

オ 改良住宅

- 「広川町改良住宅長寿命化修繕計画」に基づき修繕・改善を図った改良住宅については、今後とも適正な維持管理に努めます。

カ 公園

- 既存の緑地公園は、幼児・児童の安全な遊び場や地域住民の憩いの場として施設の維持管理に努めます。
- 地域住民の日常的レクリエーション活動や運動を行うことができる公園の整備を推進します。

(3) 計画

生活環境の整備計画を次のとおり定めます。

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
生活環境の整備	(1)基盤整備 ア上水道施設 イ下水道施設	管路更新事業	広川町	広川上水道区域
			湯浅町	湯浅上水道区域
		取水施設耐震化事業	広川町	
		浄水施設耐震化事業	広川町	
		配水池耐震化事業	広川町	
		水道施設台帳整備事業	広川町	
		水道管耐震化事業	広川町	
		上下水道管新設事業	広川町	
	合併浄化槽設置補助事業	広川町		
	エ災害対策・消防・救 急救助体制	無電柱化事業	広川町	
		自然災害対策事業	広川町	
		排水路維持改修事業	広川町	
		蓄電池内蔵型避難誘導灯設置 事業	広川町	
		戸別受信機整備事業	広川町	
		消防団車庫改築事業	広川町	
		消防ポンプ自動車購入事業	広川町	
		消火栓設置事業	広川町	
		各地区避難道整備事業	広川町	
		各地区避難施設整備事業	広川町	
	各地区避難施設維持補修事業	広川町		
	オ改良住宅	改良住宅除却事業	広川町	
		改良住宅修繕事業	広川町	
	カ公園	公園整備事業	広川町	
		公園維持補修事業	広川町	
	(2)過疎地域持続的発 展特別事業	公共施設等総合管理計画策定 業務	広川町	
		国土強靱化地域計画策定業務	広川町	
		地域防災計画策定業務	広川町	
		災害時要援護者台帳整備事業	広川町	
		改良住宅長寿命化修繕計画策 定業務	広川町	
		単独浄化槽撤去費用補助事業	広川町	
		浄化槽配管設備費補助事業	広川町	
		生ごみ処理容器・生ごみ処理 機購入費助成事業	広川町	
		木造住宅耐震化促進事業	広川町	
ブロック塀等撤去改修補助事 業		広川町		
各種ハザードマップ制作事業		広川町		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町の生活環境の整備に係る施設等については、定期的に点検を実施し、劣化状況等の把握を行い評価し、施設の重要度に応じた個別の維持管理方針を定め、中長期的に機能を維持するために、計画的・継続的に整備を行います。

また、本町では公共施設等総合管理計画、個別施設計画を策定しており、それぞれの基本方針を以下のとおり定めています。

①簡易水道

本町の簡易水道は、広川区域、上津木区域、滝原区域にそれぞれ浄水場を設け水道水を供給しています。これまで簡易水道統合事業等により浄水施設や取水・配水施設等、主要施設の基盤強化を図ってまいりましたが、管路に至っては更新整備が進んでおらず老朽化が進行しています。大規模な災害が発生すると破損するおそれがあり水道水の供給が困難となります。このような現状を踏まえ非常事態においても給水が確保できるよう老朽管路の更新計画を策定し、耐震性能を有する配水管への更新を実施していきます。

②下水道

本町の下水道整備は、広湾埋立地（8.1ha）に整備をしていますが、耐震化がなされておりません。大規模な災害が発生すると機能不全が想定されることから、優先順位を考慮した上で耐震化を実施するとともに、定期的な点検や補修により、維持管理を行います。

また、下水道施設の整備には多額の費用と長い年月が必要となることから、未整備地区においては、迅速に復旧可能な合併浄化槽の設置を推進します。

③行政系施設

災害時に避難拠点かつ対策本部となります。施設の点検・診断等により適切に維持管理をし、優先度に応じて必要な改修・更新を行い、耐震性や安全性を確保します。また、「広東避難施設」、「名島地区避難施設」、「東中地区避難タワー」といった避難施設を建設しており、今後も引き続き、計画的・継続的に整備を行います。

④改良住宅

旧耐震基準であった1981（昭和56）年以前に建設されており、老朽化が進んでいます。修繕費の増加が問題視されており、安全面、衛生面等の居住環境の改善及び子育て世帯、高齢者、障害者等の居住の安定の確保のための長寿命化修繕を行い建物の長寿命化を図ることで、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

本計画における全ての公共施設の整備や維持、管理などについては、広川町公共施設等総合管理計画（平成29年3月）に基づく施設ごとの取り組み方針や目指すべき方向性を示した広川町個別施設計画（令和4年3月）に定める各施設の具体的な対応方針と整合性を図り、必要な事業を適正に実施します。

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 高齢者福祉施策

- 本町の65歳以上の高齢者は平成11年では1,704人、高齢化率20.1%でしたが、令和2年では2,413人、高齢化率35.7%となっています。今後、この高齢化はさらに高まるとともに高齢者世帯や独居高齢者世帯も増加するものと予想されます。
- 高齢化の進行による身体機能の低下と認知症、生活習慣病による特定疾病などにより、要介護状態となるケースが増えています。また、要介護状態の長期化や重度化が進むことにより、介護者である家族の負担が増加する傾向にあります。さらに、介護を行う家族においても高齢化、核家族化が進んでおり老老介護状態となり、在宅における介護力の低下が見られます。
- 今後、急速な高齢化に伴い、介護給付額の肥大化が予測されています。
- 高齢者が住み慣れた地域で自立した質の高い生活を送ることができるよう、介護予防の推進、在宅生活の支援、認知症ケアの充実など、地域ぐるみで高齢者を見守るケア体制の整備が重要となっています。また、高齢者が健康で生きがいを持って積極的に社会参加できるような機会や場を整備充実していくことも必要です。

イ 児童福祉施策・子育て支援

- 少子化や核家族化の進行、世帯の孤立化、女性の社会進出など子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。育児力の低下などが懸念されており、今後は地域ぐるみによる子育て支援を実施していく必要があります。
- 平成19年4月には幼保一元化施設「広川なかよし子ども園」を開設し、民間が運営している「ポップ保育園」とともに0～5歳児を対象とする施設として、多様化する保育ニーズに対応しています。また、「地域子育て支援センター」も町内に2か所開設されるなど、子育て支援の環境は整いつつあります。
- 子育てに対する考え方や要望が多様化し、家庭での子育てに関する問題も増加しています。育児不安に対応するためにも、「地域子育て支援センター」など町内の子育て支援拠点の利用促進が求められています。
- 平成22年度には、「広川なかよし子ども園」と「ポップ保育園」において園児の保護者と地域住民の協力を得て、「園庭芝生化事業」として、芝生の植え付けを実施しました。今後、地域住民にも園庭を開放し地域コミュニティの活性化を図るなど地域ぐるみの子育て支援を推進する必要があります。
- 離婚の増加等により増えているひとり親家庭については、子供の養育問題の他、経済的・精神的に不安定な状態にあり、さまざまな不安感を抱えています。支援策としては、生活基盤の安定、母(父)子福祉団体の育成強化、就業機会の拡充が大切となります。

ウ 障害者福祉施策

- 町内で身体に障がいのある人はここ数年ほぼ横ばいで推移していますが、障がい別に見ると視覚・聴覚障がいのある人が減少傾向であるのに対し、内部障がいのある人が増加しています。また、知的障がいのある人は、特に18歳未満の増加が顕著になっています。
- 障がいのある人が住み慣れた地域で日常生活がおくれるよう、在宅福祉サービスを充実していく必要があります。また、施設入所者の地域生活移行には、グループホーム等の生活の場が必要です。その他、自立支援に向けた適正な支援を関係機関・団体等とも連携して取り組む必要があります。
- 障がいのある人が地域のなかで生活するため、その拠点となる住宅環境の整備・改善や道路、交通、公共施設等のバリアフリー化について、すべての人々が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方のもと、引き続き整備を進めていくことが必要となります。
- 障がい者用駐車スペースの適正利用、視覚障がい者用誘導ブロックへ障害物を放置するなど迷惑行為の解消等、これら住民のマナーの向上に向けた取り組みが求められています。

エ 結婚・妊娠・出産支援

- 「不妊治療費助成事業」により、人工授精、タイミング療法等の「一般不妊治療費」や体外及び顕微鏡授精等の「特定不妊治療費」に要する費用の一部を助成しています。
- 「妊婦一般健診費助成」により、妊婦健診受診費用として、妊婦健診に係る費用91,190円を助成しています。また、自己負担金が発生した場合は10,000円を上限に補助しています。
- 「新生児聴覚検査費助成」により、新生児聴覚検査費用として、5,000円を上限に助成しています。

(2) その対策

ア 高齢者福祉施策

- 介護予防事業や特定健康診査を通して、健康管理の高揚と疾病の予防・早期治療、スポーツ活動の普及など高齢者の健康管理対策を推進します。
- 介護保険サービスの円滑な提供とともに、これまでの居宅介護重視の基本姿勢を継続しつつ、利用者から要望が高い施設については適正な整備を推進します。
- 全国一律の基準にて介護認定がなされるべく介護認定調査員の知識、調査技術の向上と介護認定審査会の適正な運営を図ります。
- 重篤な要介護状態とならないように、介護予防教室の開催等各種介護予防事業を実施します。
- 高齢者の引きこもりを防ぐために、居場所・サロン活動等住民主体の生活支援サービスの創出と運営支援を行います。

○地域で認知症の人とその家族を支え見守る体制づくりを進めるとともに、認知症を早期に発見し、適切な介護サービスが提供できるケア体制の構築を進めます。

イ 児童福祉施策・子育て支援

- 「定住促進奨励金」「住宅リフォーム補助金」等の町の住宅取得支援制度を活用し、子育て世帯への支援と良好な子育て環境づくりを進めます。
- 出産祝い金を1人につき5万円、3人目以降は30万円の支給については、令和2年度までとし、令和3年度から「のびのび子育て支援給付金」として、0～3歳未満の児童に対し、1人1万円(毎月)を支給し、出産を祝う気運の醸成と経済支援を行います。
- 乳幼児から高校生までの医療費を実質無料とする乳幼児医療費・子ども医療費の助成、小児インフルエンザ予防接種助成、新生児聴覚検査費助成、チャイルドシート購入助成、県で実施している0歳児の第2子以降を対象とした在宅育児支援事業(県が定める基準よりも条件を拡充して実施)などの支援策導入等により、子育て世帯の経済的支援を展開します。
- 幼児教育・保育無償化に合わせて、3歳児以上の保育料を無償化とします。0～2歳児についても、町独自の支援策の導入等により、第1子から無償化とします。また、副食費についても、保育料と同様に町独自の支援策の導入等により、無償化とし、子どもを産み育てやすい環境づくりを推し進めていきます。
- 第3子以降の子育て支援措置として、第3子以上に係る育児支援助成等、今後も子どもを安心して産み、育てるための諸施策を展開していきます。
- 家庭教育の支援と本に親しむ子どもの増加を目的として、4ヶ月児健診時に1人1冊絵本を無料配布するとともに、いなむらの杜職員・読み聞かせボランティアによる読み聞かせ指導や子どもの読書活動推進を行うブックスタート事業を実施します。
- 進学意欲と学力が高いにもかかわらず、経済的理由により大学等への進学が困難な子どもを支援する和歌山県給付型奨学金制度の積極的な活用を図ります。
- 町立なかよし子ども園での幼保一元化による保育及び教育の推進と充実を図り、保護者が安心して子どもを預けられる環境づくりに努めます。
- 町内2箇所保育施設で実施している一時預かり保育については、引き続き保護者のニーズに応じた柔軟な利用に対応するため、ソフト・ハード両面の充実を図っていきます。
- 保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、一時的に保育を行う病児・病後児保育サービスを実施しているところですが、今後も本制度の周知と充実を図り、安心して子育てができる環境を整えます。
- 両親が仕事のために放課後に保育を必要とする児童に対して、学童保育により適切な学ひや遊び、生活の場等を提供し、放課後児童の健全育成と子育て家庭への支援を行います。
- 延長保育、休日保育、一時預かりを実施し、就労形態の多様化や疾病等による緊急時の保育等に対応することで、子育て世帯の多様化する保育ニーズや保護者の精神的・身体的負担の手助けをし、働きながらの子育てを支援します。
- ファミリーサポートセンター事業が実施され、町ぐるみで子育てを行う体制を整えま

す。

- 子育て中の親子が交流し、気軽に相談でき、情報提供や講習等を受けることができるなど、地域の実情に応じた事業を実施する地域子育て支援センターを充実させ、地域の子育て家庭に対する支援を行うことで、多様化する保育ニーズに対応します。
- 幼保一元化施設・保育所、地域子育て支援センター等の公的な施設などにおいて、保護者が子育ての悩みから日常生活の悩みまで気兼ねなく相談できる体制づくりを促進するとともに、男女別や子どもの年齢別などあらゆる人の相談に対応できるよう、子育てボランティアの発掘・育成を行い、幅広い層の相談員の確保に努めます。
- 子育てに関する情報提供の充実に向け、サービス内容や制度を広報紙や町のホームページ等に掲載し、周知を図ります。
- 子育てサークルの発足について支援し、発足後は各サークルが自立した活動ができるよう、サークル同士のネットワーク化や運営・活動への支援にも努めます。
- 身近な地域において、子どもたちが自由に集い、子どもの発達段階に応じた、安全で安心して遊びや活動ができる公園などの確保に取り組むとともに、道路、公共施設、交通機関等の整備等を子どもの視点を取り入れながら推進していきます。
- 子どもを取り巻く状況は様々であることから、子どもの発達に合わせ、即時に対応することのできる専門職の配置に向け、その確保に努めます。
- 児童虐待に関して、「要保護児童対策協議会」を中心に問題の対応にあたっていきます。県が主催する各種研修会に参加し、虐待問題への理解を深めたり対応方法を学んだりしていきます。また、各関係機関と情報共有や連携の強化に努めていくほか、必要に応じてケース会議を開催し、情報共有を図っていきます。緊急時には、より緊密に児童関係機関と連携し問題の対応にあたっていきます。
- 虐待についての知識を相談窓口や広報、幼保一元化施設・保育所へのパンフレットの配布等を通じて啓発していきます。
- 配偶者からの暴力「ドメスティック・バイオレンス(DV)」の根絶に向けた意識啓発を行うとともに、DVが児童の目の前で行われることが児童に心理的影響を及ぼす児童虐待であることの認識を持ってDV防止を推進します。
- ひとり親家庭に対して、関係機関・関係団体との連携を図りながら生活相談、就労相談、生活指導などの相談指導機能の強化に努めます。
- ひとり親家庭に対してそれぞれの家庭の生活安定と自立を促進するため、医療費助成、母子父子寡婦福祉資金等の各種資金制度の活用促進に努め、経済的支援を行うとともに、雇用等の促進についても企業や地域に働きかけることで援護体制の充実を図ります。
- ひとり親家庭の健全育成を支援するため、母(父)子福祉団体等の充実を図り、各種研修会の参加や交流及び相談の場を設定するなど活動の活性化を促進します。
- 障がいのある子どもの保育については、なかよし子ども園、ポッポ保育園にて、障がいの状況や児童の特性を十分配慮した上で実施していますが、今後も関係機関と連携を図り、受け入れ体制の強化や保育内容の充実等、障がいのない子どもとともに保育ができる体制の充実にも努めます。

- 障がいのある子どもとその家庭にとって身近な相談窓口となるように相談を受けやすい環境づくりに努めます。
- 児童発達支援センター等を利用している児童について、施設で徴収される副食費について無償化とし、家庭の負担の軽減を図ります。
- 家庭で十分なケアを受けられない状況にある子供等が地域で安心して集える居場所づくりや、大人数での温かい食事や地域交流の機会を提供する団体の取り組みを支援します。
- 共働き家庭など、昼間保護者がいない小学生を放課後や夏休み等に保育する学童保育支援を行います。

ウ 障害者福祉施策

- 障がいのある人の社会参加を促進するための教育環境や相談体制の充実、啓発の促進、公共施設のバリアフリー化、各種情報へのアクセスの向上、職場や公共機関における合理的配慮の推進、生活支援体制の充実等に取り組みます。
- 委託相談支援事業等の相談支援事業所による相談支援専門員との連携を密にし、障害者総合支援法による居宅介護サービスや通所事業所等の利用を推進し、在宅福祉の向上を図ります。
- 地域生活支援拠点の整備を行い、障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)をもって、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。
- 身体障害者福祉協議会、障害児者父母の会の育成強化に努めます。
- 企業の理解と、ハローワークや就業支援事業所等の関係機関の協力を得て、障がいのある人の就業機会の拡充に努め、また、就労につながらない障がいのある人に対しては、創作活動や社会との交流など、日中活動をする場や機会の提供を行います。
- 障がい者用駐車スペースの適正利用等啓発活動等を実施し、障がいのある人が地域社会で正しく理解されるよう、住民への啓発活動を積極的に推進するとともに、障がいのある人の社会参加を促進するため、道路、公園などの公共性の高い施設等の改善・整備に努めます。

エ 結婚・妊娠・出産支援

- 妊娠、出産、育児期にある妊産婦及び乳幼児に対し一貫した母子保健サービスを提供し、親と子の健康の保持増進を図るため、子育てに関する総合的な相談窓口として「子育て世代包括支援センター」を開設し、相談支援事業の充実を図ります。また、センターの事業の一貫として産前・産後サポート事業を実施し、特に妊娠期から産後までの妊産婦への支援として助産師による相談・訪問支援にも力を入れます。さらに、乳幼児の健康診査や予防接種の勧奨等の母子保健サービスの実施にあたっては、引き続き専門スタッフの確保や健診後のフォロー体制、母子保健推進員及び保健師による相談等の充実を図り、医療・福祉・教育などの関係機関との連携強化に努めます。

- 親と子が主体的な健康づくりに取り組むことができるよう、相談事業などの内容の充実に努めるとともに、健康づくりの啓発にも努めます。また、母子保健事業を有効に活用できるように事業の説明や紹介など情報提供を行います。
- 子どもを持つことを望んでいるにもかかわらず、不妊に悩み、治療を受ける夫婦が抱える心の悩み相談を実施するとともに、不妊治療に係る助成金の上限を上乗せ給付し、精神的にも経済的にも子どもを産みやすい体制を整えます。
- 有田1市3町と医師会等の医療関係機関と連携し、産婦人科医療、小児医療体制の整備・充実に努めます。
- 子どもの救急医療体制について、湯浅広川消防組合や有田郡内の医療機関などの関係機関と連携し、広域的な救急医療における連携体制の強化を図ります。
- 子供の体調が急に悪くなったり事故に遭ったときなど、家族または周りにいる人が適切な処置ができるよう、対応策について、保健所と協力し、「子どもの事故予防教室」を開催し、知識の啓発を図ります。また、県の「子ども救急相談ダイヤル」の周知を図ります。

(3) 計画

子育て環境の確保、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進計画を次のとおり定めます。

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)基盤整備 イ児童福祉施策・子育て支援	地域子育て支援センター整備事業	広川町	
	ウ障害者福祉施策	障がい者用駐車スペース整備推進事業	広川町	
	エ結婚・妊娠・出産支援	産婦人科医療体制整備充実事業	広川町	
		小児医療体制整備充実事業	広川町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業	新生児聴覚検査費助成事業	広川町	
		チャイルドシート購入費助成事業	広川町	
		のびのび子育て支援給付事業	広川町	
		在宅育児支援事業	広川町	
		小児インフルエンザ予防接種助成事業	広川町	
		乳幼児・子ども医療費助成事業	広川町	
		3子以上に係る育児支援助成事業	広川町	
		保育料無償化事業	広川町	
		副食費無償化事業	広川町	
		DV防止推進事業	広川町	
	定住促進奨励金交付事業(再掲)	広川町		
住宅リフォーム補助金交付事業	広川町			

		不妊治療費助成事業	広川町	
		妊婦一般健診費助成事業	広川町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では公共施設等総合管理計画、個別施設計画を策定しており、それぞれの基本方針を以下の通り定めています。

①学校教育系施設、子育て支援施設

本町の子育て環境の確保に係る施設等については、近年、人口減少の社会情勢に伴い児童・生徒数が減少傾向にあり、今後も減少し続けると想定され、各施設の規模化の検討が求められます。特に、小中学校については、「存続」・「小中連携」・「統合」といった選択肢の中から方針を決める必要があります。今後、施設の規模化の検討を行った上で、児童・生徒が楽しく学べる学校づくりをするために、施設の整備を図っていきます。

②保健・福祉施設

また、本町の高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に係る施設等は、高齢者福祉施設の3施設となっています。今後、高齢化の進行に伴い施設の利用率が増加することを考慮した上で、規模や機能を検討した整備を推進します。定期的な点検を実施し、施設の劣化・故障を早期に発見し、必要に応じて補修・更新等を行い、長寿命化を図ります。

本計画における全ての公共施設の整備や維持、管理などについては、広川町公共施設等総合管理計画（平成29年3月）に基づく施設ごとの取り組み方針や目指すべき方向性を示した広川町個別施設計画（令和4年3月）に定める各施設の具体的な対応方針と整合性を図り、必要な事業を適正に実施します。

第8章 医療の確保

(1) 現況と問題点

- 地域医療の充実を図るうえで、医療機関をより効果的に住民ニーズに結びつけ、いつでも、どこでも、安心して医療サービスが受けられるシステムの確立が必要になるとともに、身近な医療を提供する「かかりつけ医」の推進から高度医療まで、医療連携体制の構築が求められています。
- 今後は、医療機関の機能分担をより明確にして、一次医療体制を更に充実させるとともに、医療機関相互の連携体制を構築すると同時に、利用者の十分な理解と認識を得ることが課題となっています。
- 健康危機管理体制については、近年、健康危機事例が多発するなかで、住民の生命と健康の安全を確保するため、地域保健の中核的役割を果たす保健所が関係機関と連携を図り、健康被害の発生予防、拡大防止及び原因究明を行う体制の確立に努めていく必要があります。
- 少子高齢化及び医師不足などにより小児科・産婦人科の減少等が有田管内で進んでいます。小児科・産婦人科に関わらず、より身近で必要な時に必要な医療が受けられる体制の整備が重要となっています。
- 健康でいきいきとした生活を送るためには住民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を高めていけるよう適切な健康管理を行うことが重要です。そのため、健診や健康相談・健康教育等保健事業を通し疾病の予防と早期発見に努めるとともに常に健康に関心を持つことの大切さを伝えるように努めています。
- 加齢や生活習慣の乱れなどに起因する疾病構造の変化がもたらしたがんや糖尿病、高血圧といった生活習慣病が大きな健康阻害要因となっており、食生活、運動、禁煙などの生活習慣の改善に取り組む必要が出てきています。
- メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)及びその予備軍の減少が今後の生活習慣病の減少につながると考えられるため、今後も各種健診等受診率の向上とともに健診後の生活指導・教育の充実が必要です。また、ストレス社会の中、身体的健康だけでなく精神的健康を損なう人も増加傾向にあるため精神面の健康の保持・増進に向けての施策の充実も重要となっています。
- 心身の健康づくりに関する情報提供や住民のニーズに対応した身近な保健サービス拠点の整備・充実に努め、生涯にわたる健康づくり活動を支援していく必要があります。
- 新型コロナウイルスや新型インフルエンザのようなパンデミックを伴う感染症等が発生した際には、国や県の指導の下、迅速かつ適切に、住民に対しての情報提供及びワクチン接種等の対応を行っています。

(2) その対策

- 健康づくり推進委員と健康づくり推進地区委員により住民への各種健(検)診受診の必要性の周知及び受診勧奨、各種健(検)診の申込受付、健康まつりの実施など、地域住民の生活に密着した活動を通じ、健康意識の向上に努めます。
- 「健康日本21有田保健医療圏域計画～オレンジパワープランII～広川町健康増進計画」、「第3期広川町特定健康診査等実施計画」、「第1期広川町国民健康保険データヘルス計画」等に基づき、住民や関係団体と連携し、健康教室や講習会、保健指導や各種相談事業などの充実を図り、家庭から地域へ広がる健康づくり体制の整備を行うとともに住民の心身の健全育成に努めます。
- 住民の健康の保持・増進のため、住民が身近で気軽に利用できる健(検)診・健康相談・健康教育等の保健事業の場を設定し、各種事業を充実させます。

(3) 計画

医療の確保計画を次のとおり定めます。

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	(1)基盤整備 医療の確保	保健サービス拠点整備充実事業	広川町	
	(2)過疎地域持続的 発展特別事業	医療体制整備事業	広川町	
		新型コロナ感染症対策事業	広川町	
		各種健康診断受診事業	広川町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町の医療の確保に係る施設等は、今後の医療確保の施策等を踏まえながら、計画的・継続的に整備を行います。

本計画における全ての公共施設の整備や維持、管理などについては、広川町公共施設等総合管理計画（平成29年3月）に基づく施設ごとの取り組み方針や目指すべき方向性を示した広川町個別施設計画（令和4年3月）に定める各施設の具体的な対応方針と整合性を図り、必要な事業を適正に実施します。

第9章 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育の充実

- 幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、幼児の健やかな成長を促す教育活動を行っていくことが重要です。そのため、幼児教育では、幼児一人ひとりの望ましい発達を促していく教育活動・教育環境の充実が必要とされています。
- 子どもの減少に伴い、小中学校の適正規模化を検討するとともに、魅力ある学校づくりとして集団活動や部活動などの充実を図り、快適な学校環境を確保していく必要があります。
- 急速な社会経済環境の変化に対応し、子どもたちがたくましく生きていくために、生涯学習の基礎的資質の育成に努め、「生きる力」を育むバランスの取れた学校教育の展開が必要となっています。
- 35人学級の実現のために、教室等の施設整備が必要となります。
- 支援が必要な子供が適切な教育を受けることができるように、支援体制の整備に努めています。
- 子供たちが生涯を通じて健康な生活を送るため、家庭や地域、関係機関と連携しながら、学校教育全体で、子供たちの発達段階に応じた指導をして行く必要があります。
- 学校給食共同調理場において、町内小中学校及びなかよし子ども園の給食を調理しています。安全・安心な給食を提供するためにも、計画的に施設の改修、機械設備の更新を図る必要があります。

イ 社会教育の充実

- 近年、余暇時間の増大、生活水準の向上、高学歴化等による社会の成熟化に伴って、生活観や価値観が多様化しつつあり、住民の学習ニーズは多様化しています。
- 科学技術・情報技術の高度化や国際化など、社会経済状況の変化により、社会生活や職業生活においても新たな学習ニーズが高まっています。
- 今後は、すべての住民が自らの学習ニーズに応じて、いつでも、どこでも、だれでも等しく学ぶことができ、自己を充実・向上させ、生きがいのある生活を送ることができる生涯学習社会をめざして、学習機会の積極的な提供を図る必要があります。
- 社会教育は、その内容の充実とともに指導体制の強化が重要です。社会教育の充実には民間有志指導者の発掘と要請が必要になっています。
- 本町の主な社会教育関係団体は、令和4年4月現在、婦人会2団体、青年団1団体、PTA5団体、青少年育成町民会議、広村堤防保存会、古典芸能保存会、文化協会となっています。

ウ スポーツ活動の充実

- 本町のスポーツ施設については、町民体育館、町民多目的広場、町民テニスコート、広川町B&G海洋センター(体育館、プール、艇庫)、男山球場、若もの広場、少年スポーツ広場、町民ゲートボール場などがあります。
- 各種のスポーツ・レクリエーション活動の活性化を図るため、地域のスポーツ・レクリエーションクラブ、関係団体の育成に努めるとともに、専門指導員やボランティアリーダーの確保と養成に努めています。
- 生涯にわたり、元気で充実した生活を送るためには、心身ともに健康を保つことが必要であり、スポーツ・レクリエーション活動を通じた健康の維持・増進への関心が高まっています。
- 生涯スポーツを推進するためには、住民やスポーツ団体・関係機関等との協働のもとに、総合型地域スポーツクラブへの支援、日常生活で気軽にできる各種スポーツの振興等、住民主体のスポーツ・レクリエーション活動を普及・促進する必要があります。
- 住民のニーズに合った新規施設整備を検討するとともに、老朽化する施設の維持管理や統廃合を検討する必要があります。

エ 青少年健全育成の推進

- 家庭や地域社会での教育力の低下により、青少年の健全育成にもさまざまな影響を及ぼしています。このため、地域が一体となって青少年の健やかな成長を見守り、育んでいくための環境づくりが重要です。

(2) その対策

ア 学校教育の充実

- 幼・保・小・中の連携を強化し、幼児教育から一貫した学びを充実させるための組織体制の整備を進めます。
- 各教科については、授業での学習効果を高めるため、学校と家庭の連携を一層強化し、家庭における予習・復習など家庭学習の習慣化を進めることで、学力の向上を図ります。
- グローバル社会、国際社会で活躍する子どもの育成をめざし、ALTを活用した就学前の英会話体験や、小・中学校の英会話授業の一層の充実を図ります。また、異なる文化を持つ人々との交流などの体験活動を通じて、互いの文化や考え方を認め合い、尊敬と信頼を持って協力し合う国際理解教育を推進します。
- 中学生を対象とした英語検定受験支援や海外語学研修を実施し、積極的な語学学習を促進します。また、町独自に英語指導者を配置し、教育体制の充実を図ります。
- 楽しみながら体を動かす習慣や、基本的な生活習慣・食習慣の確立を図ります。
- 実践意欲と態度を培う道徳教育・人権教育を推進します。
- 近年の国際化・高度技術化・情報化等、社会経済情勢の潮流に即応して、教育内容の充実を図るとともに、視聴覚教育や教育支援コンピューターシステム(ICTシステム)など新しい教育機器・機材を活用した教育方法の導入を推進します。
- 「稻むらの火」のまちとしての豊かな学習環境を活用し、児童・生徒の発達段階に応じ

た適切な防災教育の展開と、防災意識の向上の取り組みを継続するとともに、さらなる充実を図ります。また、子どもが学んだことを家庭において共有し、住民全体に学びを広げていけるような取り組みの工夫に努めます。

- 防災、教育、政治、国際交流、まちおこし等の幅広い分野において業績を残した濱口梧陵翁の事績とその精神を次世代に継承し、たとえ町を離れたとしても、与えられた場所において世界的な視野を持ちながら地域に貢献できる、能力と人格を兼ね備えた人の育成を図ります。
- 児童・生徒が安全・快適に学べる環境を整えるべく、老朽化した町内各小・中学校を順次計画的に建て替えるための財政措置を講じます。
- 児童・生徒が楽しく学べる学校づくりの一環として、特別教室の充実や緑化などの教育環境整備を推進します。
- 小中学生の読書推進に効果的な学校図書館への司書の配置と図書費の増額を継続し、学校図書館のさらなる充実を図るとともに読書に親しむ環境作りを進めます。
- いなむらの杜司書と学校図書館司書との連携を深め、地域全体で子供の読書環境の充実を図ります。
- 支援が必要な児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育の充実を図るとともに、特別支援教育推進に携わる教育支援委員会の活動を充実させます。
- インクルーシブ教育システム(障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶことのできる多様で柔軟な仕組み)の充実に向けた取り組みを推進します。
- キャリア教育として職場体験学習の充実や地元企業との連携による就労の促進や定着を進めます。

イ 社会教育の充実

- 住民の多様な学習ニーズに応えられるよう、民間有志、専門家を発掘し、指導者として養成・活用を図ります。
- 子ども会や公民館活動等のために、社会教育に携わる青年指導者の養成に努めるとともに、校外活動における協力者、指導者としての参加を促進します。
- 子供がより深く生きる力を身につける上で欠くことのできない読書活動の推進のため、いなむらの杜図書コーナーにおける絵本・児童書の蔵書の充実や、読み聞かせ活動・各種体験活動のさらなる充実を図るとともに、学校と連携して子供の読書活動を促進します。
- 町の防災遺産や観光について学ぶ機会や、インバウンドの増加も視野に入れた語学学習の機会の充実を図ります。
- 各地域にある課題に応じた講座開設と地域の人々が主体となり活動できる講座活動を支援します。
- 和歌山県や大学等と連携した学習機会の充実と学習情報の提供を推進します。
- 本町の誇りである濱口梧陵翁の事績や精神、本町が継承してきた防災意識と取り組みについて、地域の子供と大人がともに学び、新しい活動につなげていけるような取り組みの充実を図ります。

ウ スポーツ活動の充実

- スポーツ活動を充実させるため、スポーツ、レクリエーション、サークル活動を推進します。

エ 青少年健全育成の推進

- 青少年団体への加入を促進するとともに、青少年団体の自主的活動に対し、積極的に助成し、育成強化を図ります。
- 青少年団体の育成強化のため、民間ボランティアの発掘とリーダーの養成を図ります。
- 青少年問題等に関する講演会、研修会等を開催し参加を促進するとともに、青少年育成町民会議の事業の充実を図ります。
- 青少年健全育成活動として、声かけサポート運動の実施や町広報紙、チラシ等を活用して啓発活動を推進します。
- 青少年の非行防止活動として、地域・学校・家庭が一体となり街頭巡回活動の実施や少年相談等を積極的に推進します。
- スクール・ソーシャル・ワーカーが活動しやすい環境を確保し、不登校児童・生徒の支援等の充実を図ります。
- 青少年へのインターネットやSNSの普及状況を踏まえ、その利用が犯罪やいじめ等の被害または加害につながることはないよう、適正な利用やトラブルへの対処について家庭・地域と連携した教育・啓発を行います。
- 子供たちに学習の機会を継続的・定期的に提供し、学習習慣の確立や大人とのふれあいによるコミュニケーション力の向上、自己肯定感の高揚等を図ります。

(3) 計画

教育の振興計画を次のとおり定めます。

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
教育の進行	(1)基盤整備 ア学校教育関連施設	町内小中学校 校舎等維持管理・補修事業	広川町	
		町内小中学校 プール等維持管理・補修事業	広川町	
		町内小中学校 体育館等維持管理・補修事業	広川町	
		学童保育施設整備事業	広川町	
		町内小学校建替事業	広川町	
		町内中学校建替事業	広川町	
		耐久学校移築事業	広川町	
		学校設備維持補修事業	広川町	
	イ社会教育関連施設 ウ体育関連施設	町民体育館維持補修事業	広川町	
	(2)過疎地域持続的発 展特別事業	中学校給食費無償化事業	広川町	
		学校給食費補助事業	広川町	
		国際人育成事業	広川町	
		図書整備事業	広川町	
		公民館活動事業	広川町	
		GIGA スクール整備事業	広川町	
		インクルーシブ教育システム 整備事業	広川町	
		道徳教育・人権教育推進事業	広川町	
		青少年健全育成活動事業	広川町	
		語学学習充実事業	広川町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では公共施設等総合管理計画、個別施設計画を策定しており、それぞれの基本方針を以下の通り定めています。

①学校教育施設・子育て支援施設

本町の教育の振興に係る施設等については、近年、人口減少の社会情勢に伴い児童・生徒数が減少傾向にあり、今後も減少し続けると想定され、各施設の規模化の検討が求められます。特に、小中学校については、「存続」・「小中連携」・「統合」といった選択肢の中から方針を決める必要があります。今後、施設の規模化の検討を行った上で、児童・生徒が楽しく学べる学校づくりをするために、施設の整備を図っていきます。

本計画における全ての公共施設の整備や維持、管理などについては、広川町公共施設等総合管理計画（平成29年3月）に基づく施設ごとの取り組み方針や目指すべき方向性を示した広川町個別

施設計画（令和4年3月）に定める各施設の具体的な対応方針と整合性を図り、必要な事業を適正に実施します。

第10章 集落の整備

(1) 現況と問題点

- 近年、核家族化が進むなか、地域コミュニティが従来から備えていた助け合いや子育てなどの機能が低下しています。
- 豊かで明るい地域社会を実現するため、コミュニティ活動を積極的に推進するとともに、コミュニティ活動の母体となるコミュニティ組織の育成が必要となっています。
- コミュニティ活動の拠点施設として、町民会館(中央公民館)、広公民館、南広公民館、津木公民館等の公民館施設及び稲むらの火の館、男山焼会館、いなむらの杜の観光交流施設並びに町民体育館、多目的広場、町民テニスコート、広川町B&G海洋センター、男山球場、若もの広場、少年スポーツ広場、町民ゲートボール場等のスポーツ施設があります。また、町内の各地域には集会施設があり、学校施設も開放されています。
- コミュニティ活動をさらに活性化していくためには、住民の理解と参加を促進するとともに、活動のための環境整備と支援を行い、地縁団体、住民公益活動団体、行政等さまざまな主体が信頼関係に基づいて協働体制を築き、地域ごとのコミュニティの充実を図っていく必要があります。
- 生活道路の拡充、公園・緑地の整備による市街地の緑化を推進し、まちの景観と調和のとれた美しい緑豊かな市街地・集落住環境づくりが必要になります。
- 小規模な集落における水道施設については、地元と協力して維持管理に努めています。今後も引き続き、地域住民と協力して維持管理に努めていきます。

(2) その対策

- あらゆる機会を通じて、コミュニティ意識の高揚と社会参加意識の啓発に努めます。
- 河川清掃運動や環境美化運動などの美しい地域づくり運動や地域の文化、スポーツ、レクリエーション活動を促進し地域の連帯意識の拡大を図ります。
- コミュニティ活動の活性化を図るために、時代への即応性と指導性を持ったコミュニティ活動のリーダーの育成に努めます。
- 各種の地域奉仕活動や公民館活動ボランティア、学校支援ボランティアなど、地域の連帯意識を高める活動を推進します。
- コミュニティづくりの基盤である青年団活動、婦人会活動、PTA活動、子ども会活動、老人会活動等の組織活動を活性化し、連帯意識の拡大を図るとともにこれらの組織の拡充強化とその活動への援助・支援を行います。
- 住民参画を推進していくため、住民との組織的な直接対話や住民アンケート等を実施し広く住民の意見を求め、住民の発案を施策に活かすよう努めます。
- まちづくり活動に取り組んでいる地域のコミュニティ組織に対して、関連する情報や活動の場を提供するなど、より一層の支援強化を行います。

○地域コミュニティの維持・増進に係る施設整備を行います。

○地域の実情に応じた新しい住民相互の交流や世代間交流のあり方について、特に若い世代の参加を促進するような取り組みについて検討し、実施します。

(3) 計画

集落の整備計画を次のとおり定めます。

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
集落の整備	(1)集落整備	集会施設維持改修事業	広川町	
		地域コミュニティ施設整備事業	広川町	
		集落住環境整備事業	広川町	
		公園整備事業（再掲）	広川町	
		公園維持補修事業（再掲）	広川町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では公共施設等総合管理計画、個別施設計画を策定しており、それぞれの基本方針を以下のとおり定めています。

①町民文化系施設

本町の集落の整備に係る町民文化系施設はコミュニティ活動の拠点となり町民の利用度が高い施設であることから、多面的な機能が求められるため、安全性・重要性を勘案し、優先順位を踏まえ、施設の整備や充実を図り、町民のニーズに応え、新規施設の整備を検討しながら、老朽化する施設の維持管理や統廃合を検討します。

本計画における全ての公共施設の整備や維持、管理などについては、広川町公共施設等総合管理計画（平成29年3月）に基づく施設ごとの取り組み方針や目指すべき方向性を示した広川町個別施設計画（令和4年3月）に定める各施設の具体的な対応方針と整合性を図り、必要な事業を適正に実施します。

第 1 1 章 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

- 住民の主体的な文化活動の一層の振興を図るため、文化活動に対する支援施策を展開するとともに、利用しやすい文化施設の整備や情報ネットワークの構築を進めるなど、文化環境の整備に努めています。
- 文化協会などによる文化活動を推進し、住民が優れた文化に触れ合うことができる機会を提供しています。
- 地域に根付く伝統的な文化活動の継承と振興に努めています。
- 価値観が「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へと移行するにつれ、まちづくりも機能整備から景観整備へと、文化を重視した方向へ流れを変えつつあります。
- 町の景観自体が、文化のバロメーターとして位置付けられるようになっていています。本町には美しい自然環境とすぐれた歴史的景観が遺されており、これらの保護・保全とともに周辺の景観整備が必要となっています。
- 指定文化財の維持管理と未指定文化財の指定の促進、保存と活用や郷土芸能の保存と継承が必要となっています。
- 高野熊野の世界遺産登録拡大に向けて、紀伊路(本町では鹿ヶ瀬峠)の史跡指定が進むことが期待されます。

(2) その対策

- 生涯学習の一環として実施されている社会教育活動の学習プログラムに芸術・文化関係の講座内容を取り入れます。
- 社会教育関係団体等が実施する芸術・文化活動の情報提供や芸術・文化活動に対する表彰などにより、住民の自主的な芸術・文化活動への取り組みを促します。
- 若者の新しい感覚や発想による新しい文化の創造を推進し、若者による新しい文化がみなぎる活力あるまちづくりを推進します。
- 本町の英雄であり、まちづくりの祖である濱口梧陵翁の顕彰を、引き続き国内外に向けて積極的に行い、稲むらの火の館や東濱口公園の整備充実を行うほか、企業版ふるさと納税を活用した国指定重要文化財濱口家住宅修繕活動や広村堤防等の維持活動など濱口梧陵翁ゆかりの文化財や史跡保存に努めます。
- 国指定の文化財12件と県指定文化財7件、町指定文化財15件、登録文化財11件の合計45件の定期的なパトロールを実施するなど維持管理を図ります。
- 未指定の文化財については、町指定の文化財候補の調査研究を進め、町指定を促進し、その保存と活用を図ります。
- 廣八幡宮の田楽や乙田の獅子舞などの郷土芸能を後世に継承していくため、その保存と育成に努めます。

- 本町の美しい自然環境や廣八幡宮・法蔵寺・広村堤防・熊野古道等の優れた歴史的景観の保護・保全を図り、これらと調和した周辺の景観整備を行うことにより特色ある文化的に質の高いまちづくりを推進します。
- 地域の歴史性といった唯一無二の個性を正しく理解し、本町における歴史的風致を適切に捉え、その本質的価値を活かした魅力あるまちづくりを進めるため、「広川町歴史的風致維持向上計画」に基づき、景観整備と施設整備を進めます。
- 日本遺産認定となった防災遺産ともいえる景観を保全・維持するため、「広川町歴史的風致維持向上計画」区域を景観区域とします。
- 広川町の優れた景観を維持し後世に継承するため、景観行政団体へ移行するとともに、景観法に基づく景観計画の策定を検討します。
- 重要文化財濱口家住宅の大規模改修を行い、町の活性化を見据えた活用ができるように所有者と交渉していきます。

(3) 計画

地域文化の振興等計画を次のとおり定めます。

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域文化の振興等	(1)地域文化振興	指定文化財看板整備事業	広川町	
		文化財維持補修事業	広川町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業	文化遺産保存管理・活用事業	広川町	
		文化遺産調査事業	広川町	
		文化遺産保存収集事業	広川町	
		文化遺産公開促進事業	広川町	
		郷土歴史教育の充実	広川町	
		歴史・文化遺産の情報発信	広川町	
		歴史的風致維持向上計画策定業務	広川町	
		広村堤防保存活用計画策定業務	広川町	
	世界の記憶事業	広川町		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では公共施設等総合管理計画、個別施設計画を策定しており、それぞれの基本方針を以下のとおり定めています。

①社会教育系施設

本町の地域文化の振興等の整備に係る施設は、豊かな自然や多くの歴史・文化財に恵まれ、多くの観光客が訪れる本町にとっての社会教育系施設は、観光業のさらなる発展において重要な施設となっています。観光地としての歴史的景観の整備をはじめ、利便性・機能性の充実を図ります。また、多くの人々が利用することから、計画的な維持管理を行い、安全性の確保に努

めます。老朽化施設の改修にあたっては、ライフサイクルコストの縮減・長寿命化を考慮します。

本計画における全ての公共施設の整備や維持、管理などについては、広川町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）に基づく施設ごとの取り組み方針や目指すべき方向性を示した広川町個別施設計画（令和 4 年 3 月）に定める各施設の具体的な対応方針と整合性を図り、必要な事業を適正に実施します。

第 1 2 章 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

- 再生可能エネルギーの積極的利用を行うため、庁舎屋上及び町内各小中学校へ太陽光パネルを設置しています。
- 環境保全への寄与を目的に、山本地区に広川町風力発電所を設置しています。
- 例年、広川町風力発電所の年間維持費が高額となっています。
- 令和 7 年度にFIT制度期間が終了し、以降、売電価格が半減します。

(2) その対策

- 安定した電力供給が継続できるように保守点検等を実施しています。
- FIT制度期間終了後の広川町風力発電所の是非を検討しています。
- 公共施設の屋上等で、特段の利用先がない場合、太陽光パネル等再生可能エネルギーの発電設備の架設を検討していきます。

(3) 計画

再生可能エネルギーの利用の促進計画を次のとおり定めます。

事業計画（令和 4 年度～7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
再生可能エネルギーの利用の促進	(1)再生可能エネルギー	風力発電維持補修事業	広川町	
		太陽光発電整備事業	広川町	
		太陽光発電維持補修事業	広川町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町の再生可能エネルギーの利用の促進に関する施設等については、今後の再生可能エネルギーの利用促進施策等を踏まえながら、計画的・継続的に整備を行います。

本計画における全ての公共施設の整備や維持、管理などについては、広川町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）に基づく施設ごとの取り組み方針や目指すべき方向性を示した広川町個別施設計画（令和 4 年 3 月）に定める各施設の具体的な対応方針と整合性を図り、必要な事業を適正に実施します。

第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

- 交通事故や犯罪、違法行為を抑制し、住みよい街を目指し、町内各所に防犯カメラを設置しています。
- 新型コロナウイルスや新型インフルエンザのようなパンデミックを伴う感染症等が発生した際には、経済活動が停滞し、住民の生活が不安定となります。

(2) その対策

- 継続的に町内の必要な箇所への防犯カメラの設置を実施していきます。
- 新型コロナウイルスや新型インフルエンザのようなパンデミックを伴う感染症等の避けられない事態が発生し、経済活動が停滞した場合、必要に応じて住民生活の負担を軽減させるために必要な救済事業を行います。

(3) 計画

その他地域の持続的発展に関し必要な事項計画を次のとおり定めます。

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1)その他事業	防犯カメラ設置事業	広川町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業	新型コロナウイルス感染症住民生活負担軽減事業	広川町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画における全ての公共施設の整備や維持、管理などについては、広川町公共施設等総合管理計画（平成29年3月）に基づく施設ごとの取り組み方針や目指すべき方向性を示した広川町個別施設計画（令和4年3月）に定める各施設の具体的な対応方針と整合性を図り、必要な事業を適正に実施します。

事業計画（令和4年～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 主体	備考		
			事業の内容	事業の必要性	見込まれる事業効果
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	地域おこし協力隊事業	町	地域おこし協力隊制度の活用	過疎地域の活性化のために必要	移住者の増加、地域住民の交流増
	地域活性化起業人事業	町	地域活性化起業人制度の活用	先進的な事業創出のために必要	町の魅力創出による移住者・観光客の増加
	定住促進奨励金補助事業	町	定住するための住宅取得補助制度	移住・定住者確保のために必要	移住者・定住者の増加、転出者の減少
	空き家改修補助事業	町	移住者の移住に係る住宅改修補助制度	移住者の転居に係る費用負担軽減のために必要	移住者の増加
産業の振興	らくらく農業支援事業	町	農業経営に係る設備機器の購入補助制度	農業経営の費用負担軽減のために必要	農業の継業者や就業者の増加
	高品質果実生産促進事業	町	みかん園地へのマルチ被覆のための補助制度	みかんの品質向上のために必要	地元産品のみかんのブランド・単価の向上
	鳥獣被害防止総合対策事業	町	防護柵や電気柵設置補助制度	野生鳥獣害による被害防止のために必要	安定した農作物等の供給
	広川町農業近代化資金利子補給事業	町	農業近代化資金貸付融資機関への低利子融通措置	農業者の経営負担軽減のために必要	農業者の経営の近代化や省力化
	農地リボーン事業	町	遊休農地等解消、樹園地等管理に対する補助制度	遊休農地を解消するために必要	農地の再生・復元
	狩猟免許等取得支援事業	町	新たに狩猟免許取得に係る費用に対する補助制度	有害鳥獣捕獲に従事する狩猟者養成のために必要	有害鳥獣の減少、狩猟者の増加
	広川町木の温もりのある住まいづくり創出事業	町	町産材利用の木造住宅に対しての補助制度	町産材の需要喚起のために必要	林業の持続的発展、雇用の拡大
	後継者育成事業	町	農業・林業・水産業の後継者を育成する事業	農業・林業・水産業の衰退を防止するために必要	農業・林業・水産業の持続的発展
	新規就農支援事業	町	新たに就農する者に対する支援事業	農業の継業や後継者の育成に必要	農業の持続的発展
	日本農業遺産事業	町	日本農業遺産のPR事業	広川町の魅力発信のために必要	認知度向上、ブランド化、地元産品の販売促進
	水質環境保全事業	町	海・川の水質を環境保全する事業	水産業の持続的発展のために必要	漁獲量等の増加
	広川町起業支援事業	町	発展性を持って起業する新規創業者への補助制度	町内の産業振興に必要	雇用及び定住等の促進
	地元産品ブランド化推進事業	町	地元産品のブランド化を推進する事業	広川町の地元産品の認知度向上のために必要	地元産品の販売促進
	新商品・新サービス開発事業	町	新商品や新サービスの開発を支援する事業	広川町の魅力発信のために必要	観光増進
	観光誘客事業	町	観光客を誘客するための事業	広川町の魅力発信のために必要	観光客数増加、地元産品の販売促進
	グリーンツーリズム推進事業	町	グリーンツーリズムの推進事業	自然・文化・人々との交流の創出のために必要	滞在型余暇活動の増加
	日本遺産事業	町	日本遺産のPR事業	広川町の魅力発信のために必要	認知度向上、ブランド化、地元産品の販売促進
	雇用促進事業	町	町内外企業への雇用を促進する事業	雇用先を増やし、移住を促進するために必要	移住・定住者の増加、転出者の減少
	地域における情報化	各種ホームページ・SNS維持管理事業	町	ホームページやSNSを活用した町情報発信事業	リアルタイムで情報提供を行うために必要
交通施設の整備、交通手段の確保	地域公共交通確保維持改善事業	町協議会等	フィーダー系統の路線バスの運行維持確保事業	町内の路線バスの運行維持のために必要	路線バスの運行維持、乗客増加
	地域公共交通計画策定事業	町協議会等	地域公共交通計画を策定・見直しを行う事業	地域公共交通の活性化のために必要	地域公共交通の維持、利用者の増加
	免許証自主返納高齢者対策事業	町	免許を自主返納した高齢者に対する支援事業	移動手段を失った高齢者の生活のために必要	公共交通の利用増加
	路線バス運行支援事業	町	町内を運行する路線バスの運行を支援する事業	赤字路線のバス会社の運行維持のために必要	交通弱者の利用増加
	電気自動車急速充電施設整備事業	町	電気自動車の急速充電設備を整備する事業	電気自動車を利用した観光客誘客のために必要	観光客の滞在時間増加による地元産品の売上増加

生活環境の整備	公共施設等総合管理計画策定業務	町	公共施設等総合管理計画の策定、見直し事業	公共施設等の総合的、計画的な管理のために必要	地域の実情に応じた公共施設等の適切な管理
	国土強靱化地域計画策定業務	町	国土強靱化地域計画策定、見直し事業	災害等が起こっても強靱な地域になるために必要	広川町全体の防災、減災
	地域防災計画策定業務	町	地域防災計画の策定、見直し事業	災害時の行動の指針のために必要	住民や役場機能の防災、減災
	災害時要援護者台帳整備事業	町	災害時要援護者台帳の整備、見直し事業	災害時の災害時要援護者の避難のために必要	被災者の減少
	改良住宅長寿命化修繕計画策定業務	町	改良住宅長寿命化修繕計画の策定、見直し事業	改良住宅を長寿命化するために必要	改良住宅の長寿命化
	単独浄化槽撤去費用補助事業	町	単独浄化槽の撤去に対する支援事業	合併浄化槽への円滑な転換のために必要	合併浄化槽への転換率増加
	浄化槽配管設備費補助事業	町	合併浄化槽設置に対する配管設備への支援事業	合併浄化槽への円滑な転換のために必要	合併浄化槽への転換率増加
	生ごみ処理容器・生ごみ処理機購入費助成事業	町	生ごみ処理容器・処理機の購入に対する支援事業	生ごみの自家処理促進のために必要	ゴミの減量、資源化
	木造住宅耐震化促進事業	町	木造住宅の耐震化に対する支援事業	未耐震の木造住宅の減少のために必要	震災時の家屋倒壊による死亡者の減少
	ブロック塀等撤去改修補助事業	町	ブロック塀等撤去や改修に対する支援事業	町内の危険ブロック塀等の解消のために必要	ブロック塀等の倒壊による被害者の減少
	各種ハザードマップ制作事業	町	各種ハザードマップの政策、見直し事業	各災害時のハザードエリアの周知のために必要	事前周知による被災者の減少
	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	新生児聴覚検査費助成事業	町	新生児期の聴覚検査に対する支援事業	新生児の聴覚異常発見のために必要
チャイルドシート購入費助成事業		町	チャイルドシート購入に対する支援事業	チャイルドシート着用のために必要	事故時の死亡率減少
のびのび子育て支援給付事業		町	子育て世代への支援給付金の支給事業	子育て世代への負担軽減のために必要	定住者・移住者の増加
在宅育児支援事業		町	在宅育児に対する支援事業	安心して在宅育児を行うために必要	定住者・移住者の増加
小児インフルエンザ予防接種助成事業		町	小児インフルエンザ予防接種に対する支援事業	インフルエンザの予防接種率増加のために必要	インフルエンザ蔓延防止
乳幼児・子ども医療費助成事業		町	乳幼児から18歳までの医療費を助成する事業	子育て世代への負担軽減のために必要	定住者・移住者の増加
3子以上に係る育児支援助成事業		町	3子以上に係る各種事業利用に対する支援事業	子育て世代への負担軽減のために必要	定住者・移住者の増加
保育料無償化事業		町	保育料を無償化する事業	子育て世代への負担軽減のために必要	定住者・移住者の増加
副食費無償化事業		町	副食費を無償化する事業	子育て世代への負担軽減のために必要	定住者・移住者の増加
DV防止推進事業		町	家庭内暴力(DV)を防止するための事業	家庭内暴力(DV)の被害者をなくすために必要	住民の幸福の確保、事件の未然防止
不妊治療費助成事業		町	不妊治療に対する支援事業	不妊に悩む世帯をなくすために必要	人口増加、定住者・移住者の増加
妊婦一般健診費助成事業		町	妊婦健診受診に対する支援事業	妊婦の健康を確保するために必要	人口増加、定住者・移住者の増加
定住促進奨励金交付事業(再掲)		町	本町に定住するための住宅取得に対する支援事業	定住者の負担軽減のために必要	人口増加、定住者・移住者の増加、転出者の減少
住宅リフォーム補助金交付事業		町	住宅リフォーム工事に対する支援事業	定住者の負担軽減のために必要	人口増加、定住者の増加、転出者の減少
医療の確保		医療体制整備事業	町	地域医療体制を確立するための事業	緊急時の医療体制の強化するために必要
	新型コロナウイルス感染症対策事業	町	新型コロナウイルス感染症拡大を防止するための事業	新型コロナウイルス感染症拡大防止のために必要	住民の健康、平均寿命の上昇、地域経済の安定
	各種健康診断受診事業	町	各種健康診断の受診を支援する事業	住民の健康状態把握のために必要	住民の健康、平均寿命の上昇。病気の早期発見
教育の振興	中学校給食費無償化事業	町	町内中学校の給食費を無償化する事業	子育て世代への負担軽減のために必要	定住者・移住者の増加
	学校給食費補助事業	町	第3子以降の児童の学校	子育て世代への負担軽減	定住者・移住者の増加

			給食費に対する支援事業	のために必要	
	国際人育成事業	町	中学2年生の英検受験費用に対する支援事業	国際人を育成するために必要	国際人の増加
	図書整備事業	町	町内小中学校、いなむらの杜等の図書購入事業	子供の読書活動を推進するために必要	子供の活字離れ防止、読書習慣の創出
	公民館活動事業	町	住民に対しての社会教育の開催事業	住民の豊かな生活のために必要	地域交流、地域課題の解決、住民の資質向上
	GIGA スクール整備事業	町	小中学校におけるPC、高速ネットワーク整備事業	子供たちへのICT環境のために必要	個別最適化された創造性を育む教育の実施
	インクルーシブ教育システム整備事業	町	インクルーシブ教育システムを整備する事業	障がいのある者とない者が共に学ぶために必要	子供たちの多様性の尊重等の強化
	道徳教育・人権教育推進事業	町	道徳教育や人権教育を推進する事業	子供たちが道徳や人権を学ぶために必要	いじめや体罰、動物・児童虐待などの根絶
	青少年健全育成活動事業	町	健全な青少年を育成するための活動事業	健全な青少年を育成するために必要	いじめ、不登校、非行の根絶
	語学学習充実事業	町	英検受験支援や海外語学研修などによる支援事業	町内児童・生徒の語学力向上のために必要	国際人の増加
地域文化の振興等	文化遺産保存管理・活用事業	町	町内文化財の保存管理・活用事業	文化財を保存・活用するために必要	観光増進、認知度向上
	文化遺産調査事業	町	文化遺産、伝統文化、埋蔵文化財等の調査事業	文化財を掘り起こすために必要	文化財の保存、観光増進
	文化遺産保存収集事業	町	散逸の可能性のある文化遺産の保存・収集事業	正確な文化財情報を得るために必要	文化財の保存、観光増進
	文化遺産公開促進事業	町	文化遺産の公開促進、展示・公開事業	文化財を活用するために必要	観光増進、認知度向上
	歴史・文化遺産の情報発信	町	歴史・文化遺産のPR事業	文化財を活用するために必要	観光増進、認知度向上
	歴史的風致維持向上計画策定業務	町	歴史的風致維持向上計画を策定、見直しする事業	広川町の魅力発信のために必要	認知度向上、ブランド化
	広村堤防保存活用計画策定業務	町	広村堤防保存活用計画を策定、見直しする事業	広川町の魅力発信のために必要	認知度向上、ブランド化
	世界の記憶事業	町	世界の記憶に関する事業	広川町の魅力発信のために必要	認知度向上、ブランド化
	郷土歴史教育の充実	町	住民等に郷土の歴史を知ってもらうための事業	住民等の郷土への愛着を深めるために必要	シビックプライド・認知度向上、観光増進
その他事業	新型コロナウイルス感染症住民生活負担軽減事業	町	新型コロナウイルス感染症による住民の生活負担を軽減するための支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大による住民の不安を軽減させるために必要	地域経済活動維持